

## 平成29年第4回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成29年9月7日（木曜日）午前10時開議

#### 日程第1 市政一般質問

##### 23番 金子哲也議員

1. ALT・中学生海外交流事業への国際交流協会の関りについて
2. 学校教育について
3. 那須塩原市内の美術館について

##### 4番 星野健二議員

1. がん教育の推進について
2. 教育支援について

##### 18番 高久好一議員

1. 太陽光発電施設の設置規制について
2. 国保の都道府県化について
3. 介護保険について

##### 14番 松田寛人議員

1. 地方創生のための教育について
2. PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）について

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田輝夫
企画政策課長	小泉聖一	総務部長	伴内照和
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	山田隆	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	塩水香代子	社会福祉課長	田代正行
子ども未来部長	藤田恵子	子育て支援課長	高久幸代
産業観光部長	藤田一彦	農務畜産課長	久留生利美
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	中山雅彦	水道課長	黄木伸一
教育部長	稲見一志	教育総務課長	富山芳男
会計管理者	松江孝一郎	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	佐藤章
農業委員会事務局長	小出浩美	西那須野支所長	白井一之

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌章

課長補佐兼  
議事調査係長 福田 博昭

議事調査係 室井 良文

議事課長 増田 健造

議事調査係 鎌田 栄治

議事調査係 磯 昭弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君島一郎議員） おはようございます。

散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

○議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手

元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（君島一郎議員） 日程第1、市政一般質問  
を行います。

質問通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇金子哲也議員

○議長（君島一郎議員） 初めに、23番、金子哲也  
議員。

○23番（金子哲也議員） おはようございます。

議席23番、金子哲也です。

一般質問をいたします。

1番、ALT・中学生海外交流事業への国際交  
流協会のかかわりについてということで、2014年  
から始まった外国語指導助手（ALT）の全校配  
置は、ネーティブによる英語教育として市の画期  
的な大英断により誕生した施策であったかと考え  
ます。この全校配置により児童生徒の国際的視野  
を培い、さらに本市が国際色豊かな社会になるこ

とを望むことから伺います。

(1)全校配置による学校における英語授業の進展  
状況と生徒とALTの関係状況などをお伺いた  
します。

(2)ALTの当市における滞在期間はどのくらい  
になっていますか。

(3)ALTの着任後の在住生活のフォローはどの  
ようになされていますか。

(4)ALTの勤務時間外でのコミュニケーション  
づくり、イベントや近隣とおつき合いなど市に  
とって効果的な活動は行われていますか。

(5)ALTと国際交流協会との交流機会の拡大に  
ついて伺います。

(6)中学生海外交流事業でリンツへの派遣やリン  
ツから中学生受け入れについて国際交流協会と連  
携をとる考えがあるかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員の質  
問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、私のほうから  
1のALT・中学生海外交流事業への国際交流協  
会のかかわりについてのご質問に順次お答えさせ  
ていただきたいと思います。

初めに、(1)の学校における英語授業の進展状況  
と生徒とALTの関係状況についてお答えをいた  
します。

英語の授業では、小中学校の全てのクラスにA  
LTがかかわりながら、那須塩原市小中一貫英語  
教育カリキュラムによる9年間を見通した英語教  
育を推進しております。特に小学校では、全ての  
授業が担任とALTのチーム・ティーチングに  
よる授業になっております。

昨年度末に行った意識調査におきまして、英語  
が好きと答えた児童生徒の割合が全国平均を大き  
く上回りました。また、約8割の児童生徒がAL

Tと話すことが好きと答えるなど本市の目指すコミュニケーション力育成重視の英語教育が着実に展開され、ALTとの関係も良好であるところのよう  
に捉えております。

次に、(2)のALTの当市における滞在期間はどのくらいになっているのかにつきましてお答えを  
いたします。

ALTの中には転職や引っ越し等ALT自身の都合や家族からの要望で帰国しなければならない  
などさまざまな理由により短期で退職する者がお  
りますけれども、過去3年間に本市に勤務したA  
LTの勤務期間は、平均2年3カ月となっております。

次に、(3)のALTの着任後の在住生活のフォローはどのようになされているかについてお答えを  
いたします。

在住支援につきましては、雇用形態により原則  
として派遣会社が行うこととなっております、  
派遣会社が雇用しております市内在住の現地スタ  
ッフ9人が責任を持って24時間体制でALTの生  
活を支援しております。また、学校教育課英語教  
育推進室の職員もALTからのさまざまな相談に  
適宜対応しているというような状況であります。

次に、(4)のALTの勤務時間外でのコミュニケ  
ーションづくり、イベントや近隣とのおつき合い  
等、市にとって効果的な活動は行われているか  
についてお答えをいたします。

ALTは市で行われるイベントや地域行事等に  
積極的に参加をしております。例えば本年度で4  
回目となりますイングリッシュサマースクールで  
は、今では900名以上の児童生徒が参加をする人  
気の活動となっております。このほか幼稚園、保  
育園、児童クラブ訪問やALTフェスティバル等  
も開催しているところであります。また、塩原温  
泉まつり、西那須野ふれあいまつり、那須塩原市

駅伝大会等へも自主的に参加をし、児童生徒はも  
とより地域住民や市民と積極的に交流を深めてい  
るというような状況であります。結果として、こ  
れらの活動を通してALT同士のコミュニケーシ  
ョンも深まっているとこのように感じております。

次に、(5)のALTと国際交流協会との交流機会  
の拡大についてお答えをいたします。

現在ALTと国際交流協会との交流の機会は一  
般にありますが、ALTの活動の場を地域に広げるた  
めにも今後どういう形で国際交流協会との交流を  
拡大できるかにつきましては、派遣会社との契約  
上の関係も考慮しながら検討してまいりたいと考  
えております。

最後に、(6)の中学生海外交流事業でリンツへの  
派遣やリンツからの中学生受け入れについて国際  
交流協会と連携をとる考えがあるかについてお答  
えをいたします。

中学生のリンツ市への派遣やオウホフ校生徒の  
ホームステイ受け入れに関する活動内容につきま  
しては、中学生海外交流事業実行委員会を組織し  
てその中で詳細を決定しております。那須塩原市  
とリンツ市との姉妹都市提携を期に、本事業をさ  
らに発展させていきたいと考えておりますので、  
国際交流協会からのご意見を参考に実行委員会に  
おきまして活動内容の充実を図ってまいりたいと  
このように考えております。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 再質問いたします。

ALTが大勢で全小中学校に配置されて以来、  
非常に順調にうまくいっているようにお伺いいた  
しました。ALTの多くの先生が非常に明るく、  
楽しく子どもたちに接している様子を前に学校参  
観で見てきましたけれども、本当に一緒になって  
子どもたちの気を引く授業をするので、子どもた

ちにとっては大いに刺激になっているということで、これは大成功だなというふうに感じております。

その(1)番はそういうことで、(2)番のほうに移りますが、滞在期間がさまざまな理由でいろいろあるということですが、これ平均では2年3カ月ということですが、1年でやめていってしまうというような例はどのぐらいあるのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 1年でやめている方もいないわけではありませんが、ほとんどございません、そういうケースは。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） わかりました。ただいろいろ我々のところにも相談とか悩みとかを持ってくる例がありまして、そういうところに日本に非常になれてないというような人がいるわけです。生活習慣の違うところへ来ているので、中には戸惑う人もいます。

日本人は意外と外国人などに声をかけたり、挨拶をしたりしないようなので、ALTの人によっては孤独になりがちなのもいます。そんなとき周りで何らかのフォローが必要と思われるケースが時々見受けられます。学校外のフォローが本当に人によってはもう少し手厚くする必要があるのかなということが考えられます。ちょっとした応援で楽しい生活が送れると思われるのですが、その辺は気づくとか、考えていないのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） いろいろご心配いただきましてありがとうございます。

まずALTたちですけれども、派遣会社のほうから配置をされるわけですが、勤務する学校が大きく西那須野地区、それから黒磯地区というふうに大きなブロックになりますので、通勤の便を考えまして、それぞれの地区にある程度複数でアパートに入るというような配置をしておりますので、ALTが1人で孤独になってしまうというようなケースはないのではないのかなというふうに思っております。

また、先ほどお答えいたしましたとおり、派遣会社のほうで現地スタッフがおりますので、そのスタッフがいろいろ日常生活につきまちはお世話をしているというようなこと、それから今年度からはメンターといいまして、これまでALTの経験を積んできた経験者が入っておりますので、そういった方々もいろいろその日本での生活、あるいは仕事に関する部分につきましてもフォローするというような体制をとっておりますので、大きな問題はないのではないのかなとこんなふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） そういう心配はないのではないかなというようなあれですが、一部でそういう声が聞こえてくるものですから、そんなときに国際交流協会ではできるだけコミュニケーションづくりとか、イベントを開催したりして交流を行っていますし、個人的に相談にのったりもしているわけなんですけれども、国際交流協会ではそんなとき大いに役立とうという気持ちで皆さん集まっているわけなんですけれども、なかなか教育委員会との意思疎通ができなくて、連携がとれていないのが現状です。もう少し連携がとれるようにできないかなと、何らかの窓口ができないかなということで考えているんですが、そういうことができないのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） いろいろお考えいただけるのは大変ありがたく思っております。私どもといたしましても、先ほどお答えしましたとおり、今までのところ国際交流協会のほうと密な連携はとれてないという現実がありますので、国際交流協会のほうとの距離を縮めて、国際交流協会のほうのいろいろな企画されている部分につきましても、我々のほうも情報をしっかりと得るといったことは大切だろうと考えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） そんなことで、国際交流のほうでは、例えば那須塩原市にALTが最初に来たときに1泊でも2泊でもホームステイをしたらどうだろうかとそんなことまでちょっといろいろ話し合ったりして、そういうことが必要なら我々も協力するというようなことで、国際交流協会のほうではいろいろ話し合っております。そういうことで、できるだけいい方向にALTの人たちともコミュニケーションがとれればいいなということを考えているわけなんです。

本当にALTの先生方がこのまちにおいて楽しく過ごせるように、またまちにとっても学校外でも周りの市民とできるだけよい国際交流ができるように気を配っていただければいいなと思います。ALTが本当に周りの市民と溶け込んで1年で帰ってしまうというようなことがないように国際交流協会ともぜひ利用してもらいたいと思っております。

これで(5)を終わりました、次に(6)です。中学生海外交流事業についても、国際交流協会にもせめて出迎え、見送りなどをさせてもらえないかと、少しでも国際交流に連携できないかというふうなことを考えているのですけれども、現在は国際交

流協会は、中学生海外交流事業に対して全く○○○○になっている状態なんです。それはわかっているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） いろいろ積極的にかかわりを持つことを考えていただけるということは、大変うれしく思っております。特にリンツから来た子どもたちですけれども、約1週間の滞在ということでありまして、その中で学校への訪問、それからホームステイの家族との交流、実は大変スケジュール的にはタイトなスケジュールになっている部分もあるのかなと思います。ただ、出迎えの機会というのは可能性として私はあるのではないのかなというふうに、ただお見送りなんですけれども、お見送り一度見ていただければと思うんですが、大変感動的です。だから送りのときに突然ぽっと行くというのはちょっとつらい部分もあるのかなと正直思いますが、ホームステイの家族との本当に感動的な部分がありますので、迎えて大勢の那須塩原の人たちがウエルカムだというような場面というのはある程度考えられるかな、こんなふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 大体のところは了解しています。そういうことがあるということもわかっているんですけれども、別に見送りをするとか何をするとかということではないんですけれども、何かしらせめて何日から何日までこういう子どもたちが来て滞在しますよという報告なり連絡なり、そういうものぐらいいは来ているのも知らなかったという状況ではちょっと国際交流をこれからどんどんやっていくというのではちょっと寂しいなという感じがしますので、ぜひこれからもう少しお互いに話し合う機会を持っていい方向に、

教育のほうに邪魔するようなことはぜひしたくないので、そういう中で話し合いの中でこれだけはどうぞやってくださいとか、そういう方向が見つけられたらいいなということで、この1番は終わります。

次に、2に入りますけれども、学校教育についてということで、(1)小学校からの英語教育と国語教育について。

小学校からの英語教育は外国語の苦手な日本人にとって早くから英語になれて親しめるようになり、英語感覚が身につくやすくなる大きなメリットがあります。一方で、子ども時代に身につけなければならない日本語、深い歴史と伝統の中で培ってきた世界に誇る日本語に影響がないか懸念されます。本市だけでなく、文部科学省も近く小学3年生から英語の導入を考えているようです。またそれに反対する意見も多いと聞いています。

当市の小学校における英語教育と国語教育の現状をお聞かせください。

(2)困っている人や弱い立場の人に声をかけ、手を差し伸べる教育について。

日本人は全般的に困っている人がいても声をかけ、手を差し伸べる慣習が余らないといえるかもしれません。日本人は比較的他人に声をかけるのが苦手なようです。そんな中で、学校ではそれらに関しての教育はいつどこでどのように行われているのかお伺いいたします。

(3)那須野が原ハーモニーホールにおけるパイプオルガンについて。

ことしも世界的なオルガニストのオリヴィエ・ラトリーさんを初めオーケストラ金沢アンサンブルによるパイプオルガン饗宴などたくさんのオルガンのコンサートが催され、パイプオルガンの存在を遺憾なく発揮してくれていますが、学校教育における子どものためのパイプオルガンの利用状

況はどのようになっていますか。また、今後についてはどのように考えていますか、お伺いします。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 続きまして、2の学校教育につきましてご質問に順次お答えをしたいと思います。

初めに、(1)の本市の小学校における英語教育の実態と国語教育の現状についてお答えをいたします。

本市では、国語教育を通じて論理的に考えたり、自分の考えたことをわかりやすく表現したりする力を育てるとともに、英語教育を通して日本人や外国人を問わず積極的に人とコミュニケーションを図ることのできる力を育てております。その方策として、学び創造プロジェクトを推進する中で、国語の授業改革と那須塩原市小中一貫英語教育カリキュラムによる9年間を見通した英語教育を推進しているところであります。

市教育委員会では、母語としての国語教育の重要性も十分に認識をしております。特に小学校低学年における指導を大切にしております。これからの国語か英語かという対立関係には捉えずに、両者の相乗効果を期待した教育を展開していきたいと考えております。

次に、(2)の弱者等へ手を差し伸べる教育についてお答えをいたします。

本市におきましては、人づくり教育を柱に学校教育活動を展開しておりますが、学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の発達の段階に応じた豊かな心と感性の育成を図り、人としてよりよく生きるための土台づくりを進めております。

その中で、弱者等へ手を差し伸べる教育につきましては、年間を通じて道徳教育の推進を中心に

他者を思いやる心の育成に努めております。また、人権教育を充実させる取り組みやともに生きる福祉の心を育てる指導の充実も図っております。具体的には、道徳の授業においては、思いやり、親切という内容項目を取り上げたり、総合的な学習の時間や特別活動におきまして、福祉施設などで福祉体験の場を設けたり、共生社会について考えるテーマ学習を行ったりするなどさまざまな機会を捉え、弱者等への温かな配慮、ボランティア活動等の大切さに気づかせる授業を展開しているところであります。

最後に、(3)的那須野が原ハーモニーホールにおけるパイプオルガンについてのお答えをいたします。

現在のところ本市の学校教育における子どものためのパイプオルガン利用の実績はございませんが、ハーモニーホールにおいては、3歳から中学生までは入場無料となるコンサート「第3日曜日・家庭の日はパイプオルガンを聴こう」や市民がパイプオルガンに触れることができる「パイプオルガンを弾いてみよう」などの事業を開催し、鑑賞機会の拡充に努めているところでございます。

パイプオルガンの生演奏に触れることは、子どもたちの豊かな感受性を涵養するための有効な手段の一つであると考えますが、学校教育における活用につきましては、今後その場の提供方法や内容など可能性を含めまして検討してまいりたいとこのように考えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） それでは、再質問いたします。

(1)から前の質問にもあったようにALT教育のほうは本当に予想どおりにうまくいっているというふうに考えられます。ここで英語教育と国語教育ということで出てきましたが、これはもう対立

ということではなくて、私もALTによる英語教育を大賛成したほうなので、それはそれとして非常にいいと思っているんですが、まず小学生については、何年生から英語を教えるようになっているんでございましょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 本市におきましては、小学校1年生から6年生まで全ての学年におきまして、時間数は異なりますけれども、英語教育というよりもコミュニケーション力育成のための活動というような形で行っております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 子どもたちに最初のっけから英語教育ということではなくて、そういったコミュニケーションを通してのそういう慣れというか、そういうところから多分始まっているんだろうと思います。それは非常に私も大賛成をしたいと思います。

それに対して、国語についてはそれと並行してどういうふうになりますでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 国語教育につきましては、学習指導要領に示された内容にしっかりと教育課程の中に位置づけて適切に実施をしております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 国語もそれこそ小学校1年からずっとやはり同じようにやっていくんだと思いますけれども、最近では国語である日本語がやたらと乱れているようにも思います。乱れているというよりも言語に対する無関心とか、無感覚さが乱れているんだという人もいます。時代によって言葉が変化するのはわかりますが、日本語の基礎、基本がしっかりできていないところで変化

したり、乱れていくのは本当にもったいないし、悲しいことだと思います。本当に子どものころに基本をしっかりと小学生、中学生時代に身につける教育をぜひお願いしたいと思います。

ときに日本語の美しさを外国人から指摘されることもあります。美しい国語を守ること、日本の価値観を守ること、その日本語、国語を本当に子ども時代にしっかりと学ぶことが日本人の基本となり、人づくりにも役立つと考えております。それについてお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃいますことよく私もわかります。特に日本語の美しさ、その心情をおもひかかすすばらしい言語の一つであろうというふうに思っております。特に小学校におきましては、音読等を積極的に取り入れまして、美しい日本語というものを体感する、そういった機会も積極的に取り入れているところもございます。またもう一方で、言語ですので、コミュニケーションツールとして相手にしっかりと自分の思いや考えを正確に伝えるというようなこともとても大切でありますので、そういった意味では他の日本人以外の人とのコミュニケーションを図るために日本語以外の言語があるということもある一定の年齢からはきちんと理解をするということも同時に大切なことではないのかなというふうに思っています。

特に日本の場合は、地理的に外国との交流というのは一般的には積極的に行われにくい、行いにくい地理的環境があるわけです。これに対して陸続きの大陸にある国ですと日常的にほかの国の人との接点があるわけでありますので、その場合には必要に応じて相手と意思疎通を図るための言語というのはおのずと身につけなければならない、

そういうような環境になってくるのかなというふうに思います。

今後そういったことも見通しながら国としても積極的に英語教育を進めていこうという多分意図が私はあるんであろうと思いますし、そういったこともこれからのグローバル社会の中では大切だと思います。ですので、それを踏まえた上で、やはり母語としての日本語、国語教育、これは私も本当に大切だと考えておりますので、校長会議等を通じまして、特に小学校の校長先生には特に低学年のうちの国語教育はしっかりやってくださいと、それが土台となってコミュニケーション力、あるいは日本語以外の言語に対する理解が深まっていくとそんなふうに捉えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） ちょっとよその国の話なのですが、戦後韓国は民族固有の言語、ハングル語を前に押し出して昔から外来語というか、言葉であった漢字を廃止してしまったんです。それによって自国の古典にアクセスする回路を断ち切ってしまったんです。50年前に書かれたものが韓国ではもう読めないという状態になっています。韓国は本来かなり教養主義的な国だったはずなんです、その伝統が本当に切れかけていると、言語、国語がこんなにも国を転換させてしまうものなのかということを非常に感じております。

これは余りにも極端な例なんでけれども、本当に国語、言語を大切に、これだけは世界に向けて日本の一番誇れるものとして支えていかなければならないのかなというふうに感じています。

英語教育を重視する余り、それも大切なんですけれども、本来の日本語教育が少しでも妨げにならないように十分配慮をお願いしたいと思います。

先ほどもありましたヨーロッパ、例に出ましたヨーロッパ、EUでもバイリンガル教育、二国語

同時教育ですね、その弊害が非常に問題になっているということも言われています。それも頭の隅に置く必要があるのかなと思っております。

教育長がそれをよく理解しているのはもう十分わかります。ただその現場の先生方にどう理解してもらって伝えていくか、それが非常に重要なことと思われませんが、それについて伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） おっしゃるとおり直接子どもとかかわりを持つ向かい合うそれぞれの先生方にも同じような認識を持っていただくことは大変重要なことであろうと思っております。ですので、あらゆる機会を通して最初にお答え申し上げましたとおり現在進めております学び創造プロジェクト等で授業づくりをしっかりと進めておりますので、その中でさらに力を入れてまいりたいと、あわせてこれから求められる力というのは思考力、判断力、表現力という部分でありますので、その表現力には当然言語が必要になってくるわけがありますので、そういった場面がこれからさらに多くなってまいりますので、そういったところで豊かな日本語がしっかりと使えるようなそんなふうにて育てていきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） それで一応この(1)は終わります。(2)のほうに入ります。

平成28年度の教育要覧を見ますと、残念ながら困っている人に手を差し伸べる教育についてはどこにも見当たらないんです。人づくり教育を基本方針に自己確立を目指しているということですが、他人を思いやる指針がどうも見受けられない、これについてどういうふうに考えますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 学校教育にはさまざまな何々教育というのがついて回ります。困った人に手を差し伸べる教育というのもこれも私もとても大切だろうと思っております。これはまさに道德教育と同じで、学校教育全体の中で、あるいは学校教育にとどまらず家庭教育、あるいは社会の中でいろいろな人がかかわる中で子どもたちが学んでいく、とても大切なことではないのかなと思っております。ですので、これを単に学校教育の中に追い込むというような考え方ではなくて、ぜひ私は家庭の中でも、あるいは地域社会の中でもそういうことをまず大人がしっかりと見せる、そういうこともぜひ大切にしていっていただきたい、その中で子どもたちもそういったものを見てこうすることが大切なんだということも学んでいくのではないのかなと思っております。

なお、今年度実施をいたしました全国学力・学習状況調査の中で、その学習状況調査の中の質問要旨の中に人が困っているときには進んで助けますかという実は設問があります。これに対してそうしていますよというような答えをした子どもたちが実は約60%近くに上っています。ちなみに全国平均は35%ぐらいです。ですので、本市の子どもたちはそういう気持ちを持っている、たくさん持っている子がいると、このことはぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） それはうれしいことですね。

フランスなんかでは小学校3年生のときに困っている人に手を差し伸べるというようなそういう教育を教えるそうです。アメリカでも学校の授業の中で教えるんだということで、本当に日本ではまだ那須塩原市ではどうなのでしょう、その辺は。具体的に教えるということがあるのかどうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほど申しましたように特に道德の授業におきましては、特出しで内容項目、道德の一つの項目として授業で取り上げて子どもたちにはこういったことが大切なんだよというようなことを教え、そしてそれを学校教育活動全般の中で折に触れて子どもたちにも繰り返し繰り返し理解をさせ、そして実践をさせる、そういった取り組みはしているところであります。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） もともと日本人は知らない人に声をかけるのは非常に苦手な人種だと思われれます。ヨーロッパへ行きますと、私のような年配の人見るとさっと手が出て、乗り物では必ず席を譲ってくれるんですね。切符を買おうとしてまごまごしているとさっと出てきて若い人が手伝ってくれるんです。本当にそれはびっくりします。

私の娘が長年アメリカに留学して毎年1回日本に帰ってきていたんですけれども、大きなトランクを持って帰ってくるんです。そして日本では空港から電車に乗りかえて全部電車で家まで帰ってくる間に全部そのトランクを持って持ち歩いて帰ってくるわけなんですけれども、アメリカへ行くと、アメリカでは空港を降りたらもう自分のアパートまで随分バスに乗ったり何したりしたりして行くわけなんですけれども、自分でトランクを運ぶということは一切ないんだそうです。

もう日本人はそういうのを例えば手を出すという事で、断れたら嫌だなとか、自分が席を譲るのは恥ずかしいなとか、どう言葉をかけたらいいかかわからないとか、そういうことが先に頭によぎってしまいがちなんです。目の前に困っている人がいたらどのように言葉をかければよいか、どのように手助けをしてあげられるかというこういう問

題を学習で解決していくと、具体的に教えたり考えたり、話し合ったりしていく、こういうことができればいいなというふうに考えています。また、実際にそれを実践すると、どうなるのかという体験的な学習をすることができないかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 実際に考えているだけでもだめなわけでありまして、行動に移せるかどうかというようなことがあろうと思います。残念なことながら最近知らない人に声かけられてもそう簡単にかかわりを持たないように、安全面でそういったことも言わなければならない大変苦しい状況にあるわけでありましたが、つい最近私自身が経験したことをちょっと話しますが、休日普通の服装で、普通のおじさんの服装で横断歩道、押しボタン式の横断歩道で妻と一緒に待っていたんですが、向こう側に中学生らしき女の子がいました。多分私たちはボタンを押さずに車が通り過ぎるのを待って渡ろうというふうに思っていたんですが、その女の子はさっとボタンを押して、自分は渡らないんです。さっとボタンを押して信号を赤にしてどうぞというふうにやってくれた、そういったことが日常の中でさっと行えるそういった子が那須塩原にいるわけでありますので、ぜひ議員もそのネガティブに考えずにポジティブに本市の子どもたちのよさというのをぜひ理解いただければありがたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 私も時々ボランティア活動の中で、小学校に行って3年生、4年生ぐらいの大概2クラスぐらいを対象に、例えばアイマスク体験とか、車椅子体験を時々手伝っているんですけれども、子どもたちは体の不自由な体験をして本当にとっても驚いています。先ほども福祉

体験というのがありましたけれども、多分それだ  
と思いますけれども、自分自身の体験として目の  
不自由な人や足の不自由な人がどんなに大変なこ  
とかと身をもって感じてくれます。しかし、そう  
いう方々に対して子どもたちが手を差し伸べると  
いうことをするかと、それを学校で教えているか  
というのと、余り教えているような気がしないんで  
す。なかなかそれは難しいのかもしれないんです  
けれども、ぜひそういう方向でそれを教えるとい  
うことも必要なんではないかと思うんですが、再  
度お願いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 議員がおっしゃることも  
よく私もわかります。こういったものは改めてこ  
うするものだというようなことももちろん大切だ  
と思います。わからないことをまずはこういうこ  
とが必要なんだよというようなことを教える機会  
は必要だと思います。ただそれだけではなくて、  
やはりふだんの日常生活の中でさりげなく気づく  
というふうに仕向けていくということはとても大  
切なことだと思います。そのためにもいろいろな  
人と子どもたちがかかわる中でそれはぜひ学ばせ  
たいなと、体験の中で学ばせたいなと思います。  
ですので、学校にとどまらず、あるいは家庭など  
何度も申し上げますけれども、地域社会の中で子  
どもたちがいろいろな人とかかわる中でそれを身  
につけていく、そういうような機会がふえていけ  
ばいいのかなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、もちろん学校でもしっ  
かりそういった機会をつくっていくということは  
前提でございます。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 教育長の言うことわか  
ります。

先日やはりボランティアで目の不自由な人との  
会合がありました。駅のホームから落ちたという  
事件がありまして話題になって、それを目の不自  
由な人10人ほどいたんですけれども、そこでこう  
いうことが事件があったけれども、皆さんどうな  
のかということ聞いていたら、10人ほどの中で半  
分以上の人が経験があるというんです。私はびっ  
くりしました。もしかしたら1人ぐらいはそうい  
う人いるのかなと思っていたところがもう半分以上  
の人が落ちたことありますと、それは日本人がい  
かに困っている人に声をかけたり手を差し伸べた  
りをしていないかということが本当にうかがえる  
のかなと、きのうの齊藤議員の道德の質問もあ  
りましたけれども、大人にこれからそれを教育す  
るのは非常に難しいんですけれども、子どもたち  
にはしっかりと学校の授業の中で教える必要があ  
るのかなというふうに思います。

これは何度もなりますので、答弁はもう結構で  
すけれども、やはりそういうことも必要かなとい  
うふうに感じております。

次に移ります。

(3)です。昨年1年間のハーモニーホールコンサ  
ート事業、コンサートについては59に上る事業  
があったわけなんですけれども、そのうちパイプ  
オルガンのコンサートは9つの事業になりました。  
これはもう全体の15%以上になるんです。本当  
にパイプオルガンがこのハーモニーホールでは大  
活躍をしています。

パイプオルガンを設置する前から言っていたこ  
となんですけれども、コンサートする以外に若い  
子どもたち、子どもたちは若いんですけれども、  
できれば市内全校生徒に小学生時代にそれこそ  
必ず1回以上、中学生のときも1回以上静かに聞  
く、音を堪能する時間をつくろうではありません  
かということはずっと言ってきたんです。こんな

ばらしいパイプオルガンがせつかくこのまちにあるんですから、子どもたちのために生かそうではありませんか。そうでなくても今はパソコン、携帯、そしてゲームに支配されがちな子どもの中で、静かにパイプオルガンを聞くことでどれだけ心の安定が得られるか、それは恐らく生涯にわたって影響を与えらると思われま。静かにものを考える時間、心を研ぎ澄ませる時間が子どもたちには必要になっていますが、非常にそれが重要だというふうに考えますが、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） ハーモニーホールのパイプオルガンの件につきましては、何度も議員からご質問をいただいております。私自身も音楽が好きな1人でありま。ので、できるだけ多くの機会を捉えてオルガンの音色を楽しんでいる1人でありま。すが、確かに子どもたちに他に誇れる一つの施設でありま。ので、これに接する機会を設けることが大変意義のあることだというふうに私も考えております。

ただもう一方で学校の教育課程を管理する中で、そういった機会をどうつくっていくかというのは一工夫しなければならぬのではないのかなというふうに考えているところであります。

またもう一つは、大勢の子どもたちを1カ所に移動させるわけでありま。ので、移動の手段、あるいはハーモニーホールの場合には、当然使用料がかかってまいりま。す。そういった経費のものもろもろのこともあわせて考えて実行に移すためにはどのような条件を整えることが必要なのかということは、さらに研究をしていきたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 教育長のおっしゃるの

よくわかります。費用については、これだけの影響力すごい教育になるについては、費用にはもう問題ない、幾らもかからないというふうを感じるわけなんですけれども、ぜひそういう機会をしてもらいたいと思ひま。す。

このたびいよいよ市長もリンツ市を訪問されるわけなんですけれども、市の一番中央にあるマルクト広場、これが中心になるわけなんです。たくさんその周りにも教会があるわけなんです。その中央広場からほんの50mほど横に入ったところに今回市長が招待されるブルックナー音楽祭、その作曲家のブルックナーがオルガニストをしていた教会がすぐあるんです。それから、その近くにも大聖堂があります。ぜひ今回向こうへいらしたらどこかの教会でオルガン演奏を聞ければいいなど、聞けないにしてもその鳴り響く雰囲気だけでもぜひ味わってもらえたらいいなというふうに感じております。言葉では説明できない精神性が伝わってきますし、それが体の中にしみ込んで社会生活の中でそれが生かされてくると思ひま。す。市長にはいろいろ大役が待ち構えていると思ひま。すが、ぜひそういうヨーロッパのよさも感じてきていただきたいと思ひま。す。

こんなすごいパイプオルガンが那須塩原市にあるのですから、この奇跡に近いことを子どもたちの中で生かして役立てようではありませんか。市長にはぜひリンツからのそのような風を持ち帰っていただければということで、市長、何か言うことがありましたらよろしくお願ひま。す。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 来週14日から間近に迫ってまいりましたが、先ほど金子議員からお話がありましたブルックナー音楽祭への招待ということで、今回行く形になっております。そのほかにも2つ

の団体との協定の締結といった役割を今回をもって訪問させていただく形になります。ぜひとも歴史、文化そういったものに触れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） よろしく申し上げます。

市の人づくり教育の中で、この教育要覧の中にあるわけなんですけれども、自分を知る、自分を探す、自分をつくるということで、人格の基盤づくりに力を入れています。よりよく生きるための土台である豊かな心、豊かな感性の育成、道徳教育の充実を盛んにうたっているわけなんです。日本人の基盤となる日本語教育の重要性、他人に対する思いやり、手を差し伸べる教育、そして静かにものを考え、感性を磨く、情操教育、最近ではついでにがしろになりがち大切なものを子どもたちの未来のために見つめ直していこうではありませんか。

OECDの中で日本人の知的好奇心が今最低のランクになっています。今それを覆して本当の知的好奇心を蘇らせて取り戻していきたいと、そうしなければならぬと思っております。これでこの項を終わります。

次に、3番目、那須塩原市内の美術館について、(1)市内には幾つかの民間美術館がありますが、これらの美術館に対して市としてはどのようなかわりを持っていますか。また今後市民とともにどのような協力や支援の関係が考えられますか。

①九谷焼で有名な鶏声磯ヶ谷美術館について。

②世界的な芸術家になりつつある菅木志雄氏の作品を集めた板室温泉大黒屋の倉庫美術館について。

③これからつくられる美術館についてもどのような協力や支援が考えられますか。

(2)市の博物館・美術館について。

①当市には那須野が原博物館及び日新の館があるわけですが、博物館のほうは歴史科学・考古学などに重点が置かれていて、美術館に関しては、市民が親しむところまではなかなか届いていないと思われまふ。今後博物館が美術の面に関してどのように力を入れていく意欲があるかをお伺いいたします。

②今の博物館は博物館としての力は十分発揮しているが、美術に関しては二の次になっていると言っても過言ではないと思われまふ。そこで、博物館は博物館に特化して、美術館は県北にはまだ公立美術館がなく、しかも県北は芸術文化においてはまだまだ低い位置にあることから、那須塩原市に美術館を新規に建てることを考えてははいかがでしょうか。これからどのくらいの年月がかかるかはわかりませんが、この辺で本気になって新美術館建設を考えることが必要かと思われまふ。これらはアートを活用したまちづくりにもつながり、文化・芸術のまちづくりや観光資源としても当市の目玉の一つになっていくものと思われまふ。まず将来に向けて美術館の必要性についての検討を始めてもらいたいと思われまふが、お伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員の質問に対し、答弁を求めまふ。

市長。

○市長（君島 寛） 木村哲也議員の那須塩原市内の美術館についてのご質問にお答えをしましてまふ。

初めに、(1)の市内の美術館に対して市としてどのようなかわりを持っているかについてでございますが、また今後市民とともにどのような協力や支援の関係が考えられるかについて、①から③について関係がございますので、一括してお答え

をしまいにあります。

現在のところ市として民間の美術館と直接的な  
かかわりはございませんが、市民にとってすぐれた  
美術品を身近で見ることのできる貴重な場であ  
ることから、本市の持つ芸術・文化資源としてP  
Rを積極的にしまいにしたいと考えております。

次に、(2)の市の博物館・美術館についてお答え  
をいたします。

まず①の今後博物館が美術の面に関してどのよ  
うに力を入れていく意欲があるかについてでござ  
いますけれども、那須野が原博物館では、高橋由  
一や高久靄厓の作品など多くの美術資料を収蔵を  
しておりますほか、平成27年には、本市出身の彫  
刻家でございます三木俊治氏より現代美術作品の  
寄贈を受けているところでございます。また、国  
立近代美術館工芸館名品展を5回にわたり開催を  
するなど美術の企画展も実施をしているところで  
ございます。

今後も本市にゆかりのある作品の収蔵を継続を  
していくとともに、市民の皆様にごすぐれた芸術・  
文化に触れる機会を提供する、これのための拠点  
として今後も取り組んでいきたいと考えておりま  
す。

次に、②の那須塩原市に美術館を新規に建てる  
ことについてでございますが、博物館等の既存施  
設の活用を現在のところは考えております。新た  
に美術館を建設する計画は現在持っておりません。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、こ  
こで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

◇

#### ◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） 市長。

○市長（君島 寛） 訂正をお願い申し上げたいと  
思います。

冒頭金子哲也議員と申し上げるべきところを木  
村哲也議員と申し上げました。大変申しわけござ  
いけません。訂正をお願いいたします。

◇

#### ◎発言の取り消し

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 私のほうでも先ほどの  
発言の中で不適切な言葉があったようなので、訂  
正させていただきます。

◇

○23番（金子哲也議員） 再質問いたします。

鶏声磯ヶ谷美術館は、石川県金沢市の九谷焼の  
名品を集めた九谷焼専門の美術館で、金沢へわざ  
わざ見に行ってもなかなか見られないようなそう  
いう焼き物がたくさん展示されています。です  
から、金沢へ行ってからこちらへ回ってくるとい  
う人も少なくないようです。その中にはパリ万博  
出品作だとか、ロンドンの万博に出品したものが  
戻ってきてそしてそこへおさめられているという  
ものがあります。九谷焼の赤絵の皿の大作が見  
事にそろっています。そして板室の倉庫美術館に  
ついては、現代美術家の菅木志雄氏の作品を所  
狭しと

たくさん展示してしまっていて、まさに倉庫美術館であります。菅氏の作品は最近ではフランスのポンピドゥー美術館でも買い上げになったそうで、新進気鋭と言ってもよいこれからの現代の美術家だと思います。

このようなすごい美術館が那須塩原市にあることは、これはもう本当にすごいことなのですが、一般にはほとんど知られていません。このような当市にある宝物を市民と一緒にもっともっと身近に知って、そしてそれを盛り立てて、市の誇りにしようではありませんか。お伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 金子議員の再質問にお答えをしたいと思います。

市内に存在しております鶏声磯ヶ谷美術館でございますが、私も見学をさせていただいたことがございます。すばらしい焼き物が陳列をされているということで、残念ながら開館日がはっきりしない部分がございます。訪れても閉まっているという状況がございます。その辺のところは若干問題があるのかなというふうに思っておりますが、先ほど私の答弁の中で申し上げましたとおり、市内の美術館とのそういった連携を図りながら、これからもPRそういったものには十分力を入れていきたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 磯ヶ谷美術館については、いつか休館していたときがあったんですが、今は週末土日がずっと開館になっております。まずは議員もここに並ぶ職員もこれらを知ることから始めようではありませんか。アートを活用したまちづくりの第一歩ではないでしょうか。

推測ですが、ここにいらっしゃる半分以上の方々がこの宝物の美術館や作品をご存じないので

はないかというふうにも考えられます。

この7月にリンツ市との国際友好交流ということで、版画家のディーックマン氏を招いた版画美術展が開かれました。その折、ディーックマン氏を私に市内案内するよにということだったので、その鶏声磯ヶ谷美術館と板室倉庫美術館も塩原やなんかの案内と一緒に案内したわけなんですけど、そのとき、彼が本当にすごいものがあるということで感動されて、大変喜んでいただきました。本当にこんなすばらしい宝物が目前にあるんですから、市民が楽しまないでどうするんだろうかという思いです。これからでも、アートを活用したまちづくりの一環として、ぜひ市民にもどんどん知らせてもらって、それを進めていただきたいと思っております。

これらの美術館と時には連絡をとり合って、いろいろ、これからどういうふうにしていくかということも時には相談し合ったり、協力し合ったりしていてもいいのではないかなと思うのですが、お伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 先ほども答弁申し上げましたが、幾つかやはり他市に誇れる、そういった施設がたくさん那須塩原市にはございます。そういったものとの連携を図るということはこれから大変重要なことであろうと思っておりますし、今回の9月の補正で私どものほうからお願いをしている関係がございます。アートを活かしたまちづくり戦略の策定費、事業費、こういったものを今お願いをしているところでございますので、お認めをいただきました中で、今回、そういったものを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） よろしくお伺いします。

③に入ります。

先週、長野県の松本に行く機会がありまして、松本市美術館に寄ってまいりました。文化勲章を贈呈され、そして、水玉模様の作品で有名な草間彌生さん、草間彌生画伯のコレクションで有名な美術館ですが、そこでは山本二三のアニメーション美術展を開催していましたが、松本市美術館のすばらしさを見せていただき、学芸員にも細かく説明していただいて、松本市美術館を味わってきました。

また、続けざまに、先週、志絆の会の会派視察で、豊田市の豊田市美術館も視察、鑑賞することができました。そこでは奈良美智氏の大展覧会が催されていまして、初期の作品から最近の大作まで何と100点も展示されていました。大展覧会でした。今までの奈良美智氏の全貌を見ることができると、今までテレビやパソコンで眺めていた絵とはまるで違って、本物のすごさに圧倒されてしまいました。

奈良さんについては、今後、本市とも関係が深くなりそうなので、市の執行部でもぜひ誰かこれを見に行っていってほしいということで進言しようと思いましたが、もう既に企画部と教育部で視察済みだということで、本当にこんなうれしいことは久しぶりで、大喜びをしています。よくぞやってくれました。

ということで、これからつくられる美術館についても、我々市民の宝物となるように、市民とともに本当に誇りを持てるように、協力体制を組めるよう考えていきたいんですが、それについて伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 今、議員ご質問の美術館につきましても、これからつくられるということで

我々も承知しているところがございます、先ほどお話がありましたように、関連する作品展を見に行ったという事実もございます。

ただ、これは、つくられる方のさまざまな思いやお考えがあるということがございますので、市から一方的な発言とか情報発信というのは控えさせていただきたいなというふうに思うところがございます。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） (2)に入ります。

那須野が原博物館は、博物部門については、外部からも称賛される中身の濃い展示や、子どもたちのための活動を展開しています。しかし、美術部門に関しては、館の性格上、美術の学芸員も少なく、ちょっと物足りないのが現状です。

ところで、今、学芸員は何人いるのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（稲見一志） 現在、学芸員は1名だと記憶しております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 23番、金子哲也議員。

○23番（金子哲也議員） 大体そういうことで、美術に関してはちょっと貧弱かなど。先ほどの松本市美術館は、学芸員は7人でした。また、豊田市美術館のほうも学芸員は7人で構成されて、先日はその中の学芸員1人が全部の絵を案内してくれまして、説明してくれました。やはり美術館は学芸員がとても重要なのです。

この地域では、さくら市ミュージアムが本当に大活躍をしていますが、たしか学芸員は5人だったと思います。

また、大田原市では、美術館はないのですけれども、街かど美術館とか、旧両郷中学校の廃校跡を利用した芸術文化研究所をつくって、常時、美

術家を常駐させています。先日は、フランスから10人の美術家を招聘して、日本の美術家と合わせて15人で20日間、その芸術文化研究所で創作をしました。そして、その後、その創作したものをハーモニーホールで展覧会を行いました。

また、芸術による地域おこしとして、地域おこし協力隊を2名採用して活動しています。とても力を入れているようです。

第2次総合計画、この中にも芸術・文化環境を充実させるということで書いてあります。物の豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいのある充実した生活、潤いのある心豊かな暮らしを実現するために、芸術文化の力が重要だと大きく述べられています。この辺で那須塩原市も腰を上げる時が来たのではないかと。

本当にこの那須塩原市には美術愛好家が物すごくいるんですね。今、その美術の基盤、地盤ができて上がってきていますね。日展を初め、東京の美術展にもたくさんの方が入選しています。

県北には公設美術館がないんですね。それで、県北に美術館をつくる時が来たのではないかと。ある程度時間がかかってもいいと思いますが、例えば県立美術館の分館を誘致するとか。那須塩原市の市立美術館ができれば、それはもうなおさらすばらしい。願わくは私の生きているうちに完成できればもう最高だなというふうに考えていますので、これは初めてその美術館ということは発言したわけですがけれども、これを機に、これから何度かそれを市のほうへも訴えていきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（君島一郎議員） 教育部長。

○教育部長（稲見一志） 先ほど私の答弁でちょっと誤りがありましたので、ご訂正をお願いしたいと思います。

私、先ほど学芸員1名ということで申し上げましたが、本年度採用が1名でございまして、過去に2名おりますので、現在3名の学芸員がいるということでございます。訂正をいたします。

そのうちで美術の学芸員が1名ということでございます。

以上です。

---

○議長（君島一郎議員） 以上で、23番、金子哲也議員の市政一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 星野健二議員

○議長（君島一郎議員） 次に、4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 皆さん、こんにちは。

議席番号4番、公明クラブ、星野健二です。

通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

1、がん教育の推進について。

がんは、一生のうちに日本人の2人に1人がかかり、死亡原因の第1位を占める身近な病気です。家族はもとより、子ども自身ががんに冒される可能性も少なくありません。

がん対策をめぐっては、2016年12月にがん対策基本法が改正され、学校教育や社会教育でがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとされました。第3期がん対策推進基本計画も

策定される予定です。

そうした動きも受けて、欧米では当たり前のように行われているがん教育に対して、文部科学省では平成26年度からがんの教育総合支援事業を実施し、平成29年度以降、全国に展開することを目指すこととしております。

今、実際のがんを発症した人は、私の周りでも多く聞きます。がんの6割が生活習慣でなるという統計結果もあります。しかし、早期発見で9割が治る病気です。幼いころからがん教育を学校の授業として受けることで、予防の基礎知識を身につけることとともに、検診を忘れず定期的に受けようとする大きな流れにつながることや、がん宣告された後の行動も違ってくると確信します。

以上のことから、本市のがん検診とがん教育についてお伺いをします。

(1)本市のがん検診における過去3年間の受診率の推移をお伺いします。

(2)がん検診受診率向上のために、本市が行っている取り組みをお伺いします。

(3)小中学校でのがん教育の現状をお伺いします。

(4)文部科学省は来年度から、がんに対する正しい知識と命の大切さの理解を深めるため、小中高校でのがん教育を全国展開する方針であります。

本市の小中学校のがん教育の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 星野健二議員のがん教育の推進について、私から答弁を申し上げたいと思います。

まず、1のがん教育の推進、この(1)でございますが、過去3年間における受診率の推移について

お答えをいたします。

本市では、6項目のがん検診を実施しております。それぞれの受診率につきましては、胃がん検診は平成26年度27.8%、平成27年度27.1%、平成28年度25.9%、肺がん検診は平成26年度38.7%、平成27年度39.3%、平成28年度39%、大腸がん検診は平成26年度40.3%、平成27年度41.1%、平成28年度40.4%、子宮がん検診は平成26年度48.9%、平成27年度47.3%、平成28年度46%、乳がん検診は平成26年度50.6%、平成27年度50.9%、平成28年度51.3%、前立腺がんは平成26年度41.9%、平成27年度43%、平成28年度が43.2%でございます。

次に、(2)のがん検診受診率向上のための本市の取り組みについてお答えをいたします。

がん検診は、がんの早期発見と早期治療への有効な手段でありますので、その受診率向上のためには、現在3つの取り組みを実施しております。

まず1つ目は、受診機会の拡充でございます。具体的には、集団検診を4月から11月までの期間で、医療機関検診を通年で実施しております。特に集団検診におきましては、受診日を平日だけではなく、日曜日にも実施していることや、女性のみ受診日を設けるなど、受診しやすさにも配慮をしているところでございます。

さらに、会場につきましても、利便性を考慮し、黒磯及び西那須野保健センター以外にも、公設公民館で受診できるよう配慮をしているところであります。

2つ目は、がん検診無料クーポン券の送付でございます。具体的には、国の補助事業を積極的に導入し、各種がん検診に活用しております。

3つ目は、未受診者対策の実施でございます。具体的には、がん検診の未受診者に対して、特定健診の受診時にもがん検診を受診できる旨の通知を行っているところでございます。

そのほかについては、また別な形でお答えをさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、がん教育の推進についての(3)、それから(4)につきまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

(3)の小中学校でのがん教育の現状についてお答えをいたします。

小中学校でのがん教育につきましては、健康教育の一環として、保健体育科を中心に実施いたしております。例えば、小学校の5・6年生の体育科や中学校の保健体育科におきまして、健康な生活と疾病の予防といった内容で、喫煙を長期間続けると肺がん等の病気にかかりやすくなることなどを指導しております。

また、主ながんの基礎知識につきまして、がん研究振興財団が作成したパンフレットを中学2年生全員に配付し、がんに対する正しい知識とがん予防の啓発を行っております。

次に、(4)の本市の小中学校のがん教育の今後の取り組みについてお答えをいたします。

がん教育の目的は、がんを特別に扱うことなく、がんを扱うことを通じて、他のさまざまな疾病の予防や望ましい生活習慣の確立等も含めた健康教育そのものの充実を図ることとされております。

望ましい生活習慣の確立は、これまで行われてきた教育の内容にも通じるものであり、今後も健康教育の一環として、保健体育科を中心に、関係機関と連携しながら、学校の実情や児童生徒の発達の段階に応じた指導を推進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、再質問をさせていただきます。

関連をしておりますので、(1)(2)をあわせて再質問させていただきます。

初めに、がん検診無料クーポン券でございますが、これは、他党に先駆けてがん対策に取り組んできた公明党は、子宮頸がん予防に関しても早くから着目し、検診無料クーポン券の配付を迅速に実現してきました。

2009年度より、子宮頸がん検診と乳がん検診の無料クーポン券が、各自治体から一定年齢の女性を対象に配付されています。そこで、本市のがん検診無料クーポン券はどのような効果があったのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 無料クーポン券の効果ということなんですけれども、私どものほうでは、まず子宮頸がんのほうは対象年齢が20歳以上、それから乳がん検診のほうは40歳以上となっております。クーポン券を送らせていただいているのが、その初めの年である子宮頸がんが20歳、それから乳がんのほうは40歳の方に送らせていただいております。

ただ、こちら送らせていただいているのが、住民基本台帳法上の対象年齢の方に送付をさせていただいておりますので、実際には受診率のほうはちょっと低いんですけれども、利用率というんですか、こちらはちょっと低いんですが、実際、勤めている方なんかは、その方にもお送りする形になりますので、勤務先で受けていれば、当然、市のほうの検診は受けないという影響が出ているのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） ただいまクーポン券の利用数が少ないということでございますので、その

がん検診無料クーポン券の利用率はどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 28年度の実績でお答えさせていただきます。

まず、子宮頸がん検診のほうは7.9%、それで乳がん検診のクーポン券のほうは13.8%となっております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 大変に低い数字でびっくりしたわけですが、この低い原因の対策について、何か必要なことを講じたのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 市長の答弁のほうで申し上げたように、始まったのはちょっと前かと思うんですけれども、女性だけの検診日を設けたりとか、そういった形で工夫を凝らしているところですが、やはり先ほどの答弁でも申しましたように、実際、住民基本台帳法の年齢の方にお送りしているのが、当然この世代の方たちは就労している方が多いかと思えます。そんなところで、実数はつかんでおりませんが、職場のほうで受けているということの結果ではないかなと思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、本市の受診機会の拡充や無料クーポン券の送付で受診率増加の努力をされているところでございますが、先ほど市長の答弁の中で、乳がん、前立腺がんを除くがん検診の受診率が下がっている原因はどう思われるかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 私も、数字だけを見ますと、やはり低いなと思ったところなんですけれども、実際なぜかな。まずは、国のほうがやはり目標値というのを定めておりまして、議員のご質問の中にもあったように、計画ですね、がん対策推進基本計画、おおむね6年ごとにつくるということで、その中で、最初の策定の年の平成19年のときから、5年先で50%達成というのを目標値に掲げておりまして、それがなかなか全国的にも達成できないので、その次の平成24年度でしたっけ、その次の年のときにも同じ目標値となっている結果でございます。

それで、実際、そういう50%というのは挙げてはいるんですけれども、よく見ますと、当分の間は乳がんと子宮頸がんを除くと40%の目標値でやっていこうというふうにならざるを得ないというふうな判断をしております。そういうことから考えると、それでもやっぱり低い。うちのほうの低下傾向のところを見たり、実際の実績を見ますと、低いところがあります。

その原因というところなんですけれども、まずは、逆に何ですか、うちのほう、検診率を上げるということはもちろんなんですけれども、やはり早期発見・早期治療につなげたいという思いから、例えば胃がんについては、胃がんリスク検診というものを平成26年度から導入をさせていただきました。

また、子宮頸がんにつきましては、平成25年度から細胞診検診に加えてHPV、ヒトパピローマウイルス、その検診も導入したという経緯がございます。例えば子宮頸がん検診の場合だと、一度どちらか、細胞診と、それからHPVのほうでマイナスで出た場合には毎年受ける必要はなく、医師会さんとも協議の上、2年置いて、その次に受ければいいですよというところから、そういっ

たことで市の検診を受けない方というのももちろん出てきますし、あとは、胃がんのほうにつきましては、やはり、何というんですかね、何かリスクがあると、今度は医療機関のほうで内視鏡検査であったりとか、そういうところにつながっていきますので、市の検診は受けなくなるというところが推測できる要因なのかなと思ってございます。

あと、ほかのがん検診はどうなんだというところで、国のほうの分析とか、全国的にもその傾向がありますので、国のほうで何か分析していないかなと思ってちょっと調べさせてもらったところ、昨年11月に国の内閣府のほうで調査をしたんですね。何で受けないのというところで、何回か受けたことがある人と全く受けたことのない人について調査をかけたところ、面接調査だったらいいんですけども、その中では、想像できるのは、時間がないよというところが3割程度ですね。そのほかにも、健康に自信があって必要性を感じないと、そういう方も約3割いらっしゃるというところで、そんなところも全体的に低いという、低下傾向のほうにも影響しているのかなと思っています。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 確かに、若いときは自分もそうだったんですけども、健康なときは病気ということは余り考えなかったんですけども、病気、災害というのはいつ起こるかわからないものですから、本当に検診をしていただいで、そして早目早目に治療なり検査をしていただきたいなと思います。

先ほど保健福祉部長のほうから、がん対策推進基本計画ということで、これ政府を挙げて50%に。先ほど、私もちょっと知らなかったんですが、40%でいいということでありましてけれども、政府

としては50%に引き上げる目標を掲げております。

この50%を達成している県内の自治体はあるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 直近のデータが平成27年度になってしまいうんですけども、がんの種類ごとになるんですが、50%を超えたという県内の市町では、子宮頸がんが市貝町が50%超え、それから乳がん検診が、益子町、日光市、市貝町、大田原市、上三川町というところになってございます。

ただ、本市もちょっと惜しいというところで、乳がんについては、平成27年度のときは49.9%でした。そのほかにも、ほかのがんなんか結構いい線はいっておりますので、まだ50には達していないんですけども、今努力している結果が出ているのかなと思っています。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 残念で惜しい、0.1%ということで、ぜひ本市ものるように頑張っていただきたいと思います。

そこで、その50%を超えている市町村村においてどのような取り組みを行って、やはりこの50%を超えるということは本当に簡単ではないと思いますけれども、どのような取り組みをしているのかというところがもしわかれば教えていただけますか。お伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 担当所管課のほうにちょっと確認したところ、健康増進関係の県内の市とか、いろいろ会議がございまして。その中で出ているところからの聞いているところでは、や

はりうちのほうもやっているように、未受診者に対する勧奨通知の発送とか、またあと、あらゆる機会を捉えて呼びかけていくというところのお話が出ているということなんですけれども、詳細についてこちらから改めて確認するというのもなかなかだったので、今後、他市町のパーセンテージが多いところの状況とかを確認しながら研究できればいいなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） ぜひ参考にさせていただきまして、もう少しというところでございますので、頑張ってくださいなと思います。

それで、がん検診受診向上の取り組みということですが、先ほど、集団検診として行われている公民館では、地域によって受診率の差があるのか、また、検診日が平日と日曜日とでは差があるのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 地域差、それから平日と日曜日の差ですね、こちらのほうですが、うちのほうでも地域差については改めて集計というか、ちょっと分析のほうとかしてございませんので、とにかく地域の公民館でも、全然エリアに関係なく受けられますので、そういった分析のほうはしておりませんので、ちょっと数字のほうは持ってございませんので、ご了承いただきたいと思えます。

それから、あと平日と日曜の関係なんですけれども、例えば今年度なんかも、昨年度のほうがいいかな、昨年度実績がありますので、昨年度、全体で検診日というのは112日設けておりまして、その中、14日が日曜日に行っております。

それで、全体的に見ますと、1回当たり、定員

のほうは160人とかと、そうやって制限はさせてもらっているんですけども、平均値を出しますと、全体では154.8人、1回当たりですね、平均が出ているんですけども、日曜日については、回数は少ないんですけども、189人ということで、若干やはり日曜日のほうが利用率が高いということが結果的に、母数が全然違いますので何とも言えないんですけども、そんなところの結果は出ております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 確かに今、若い世代については、共働きということで大変お忙しいところだと思うんですね。なかなか平日に検診を受けるというのが難しい方も確かにいらっしゃると思います。

先ほど、日曜日につきましては180人ということで、やはり多いんですけども、この日曜日の検診について、今後、本市ではふやしていく計画はあるのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） うちのほうの検診、集団検診のほうは、関係の業者さんに委託で行っているところでございます。そんな関係もありまして、効果が若干出るということは数字であらわれているんですけども、すぐにやるというふうには考えるのはやはりちょっと、検討しなきゃならない部分もありますので、研究、検討していきたいというところでご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。

検診については、我が市においては本県では大体真ん中ぐらいということで、頑張っていらっしゃるし、今現在では3個の検診の対策ということ

で頑張っておりますので、今後ともいろいろと、  
いろんな各市町村のいいところを引き抜きながら、  
そして、がん検診向上のために頑張ってください  
たいと思います。

続きまして、(3)番と(4)番に関して、関連してお  
りますので、あわせて質問をさせていただきます。

がん教育授業を実施する上での考慮した点をお  
伺いたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほどお答えさせていた  
だきましたとおり、学校におきましては、生活習  
慣病の一つというような形の中で取り扱ってきて  
いるわけでございます。

また、時数につきましても、小学校ですと大体  
年間で16時間ぐらい、それから中学校でも同程度  
の時間がそれに当てられているわけでありませ  
うので、特定の時間だけの指導というわけでは  
なく、さまざまな機会を捉えて、この生活習慣  
病、健康を維持するためにどういうことが大切  
なのかといった中に、当然のことながら、この  
がんという疾病も入ってまいりますので、そう  
いったものの中で、日々の生活の中に意識を  
していくというようなこと、こういったことは  
恐らく各学校におきましても工夫されている  
のかなと思います。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それぞれの小中学校  
でがん教育を行っているわけでありませうけ  
れども、本市において、がん教育の授業を受  
けた児童生徒はどのような感想を持っている  
のか、よろしくお願ひします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 詳細の情報は残念  
ながら持ち合わせておりませうけれども、い  
ずれにしても、

しても、先ほど申しましたように、健康教育  
の中で、それから生活習慣病予防という中で、  
多くの子どもたちが、健康を維持するため  
には注意することがたくさんあるなど、そん  
なふうなことはこの学習を通して気づいて  
くれたものと、こういうふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 私もこの考える  
ときに、自分の小学校時代は、決してがん  
なんていう言葉は口にもしなかつたし、本  
当に考えてもいなかたんですが、だんだん  
年をとってくると、だんだん健康という  
ものを本当に意識をするようになりまし  
て、友人が集まると、今では健康の話が  
ほぼ7割ぐらいは占めるようになってい  
るのかなと思います。

そんな中で、がん教育を行っていくとき  
に、当然のことながら、家庭の中にがん  
にかかっているとか、がんを治療してい  
る人や、または家族の中で、がんで亡  
くしたという児童生徒さんもおられる  
とは思ひます。そういう生徒さんに対  
してどのような配慮をされたのかお伺  
いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほど健康教育  
という観点からの答えだけでありませう  
けれども、議員おっしゃるとおり、この  
がん教育の部分についてはもう一つの  
側面がございまして、身近にそういった  
方がいるということを前提にしたとき  
に、どういうふうにそういった方と接  
していくかということも大変重要な課  
題というふうになっていることは強  
く認識をしているところでございませ  
う。

当然のことながら、非常に身近な問題  
となっております。ですので、そうい  
った人とどうかかわっていくかとい  
う部分、あるいはそういった経験  
をされている方とのかかわり合いにつ  
いては、あ

る意味、人権教育にもかかわる部分でもございますので、そういった部分につきましても学校全体の教育の中で配慮をするというような形で、各学校におきまして取り扱っているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 例えば、本市のがん教育の授業を行う教員は、このがん教育を行うに当たって、どのような講習などを受けたのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先生方についてでございますけれども、実は、議員もおっしゃったとおり、がんの教育総合支援事業というのを国が先駆けて、先行研究をしてきておきまして、今年度から全国展開をするわけでございます。

昨年度、平成28年度、年度初めに、がん教育推進のための教材、あるいは外部講師を招いての授業のあり方のガイドライン、こういったもの、あるいは県からもたくさんの資料が届いております。そういったものを用いまして、各学校におきまして、校内における研修を充実させているというような段階でございます。

今後、先ほど申しましたように、今年度以降、全国展開でございますので、国からのより具体的な指針等が示されてきたりするわけでありまして。あわせて、学習指導要領の改訂等の時期も重なってきておりますので、今後しっかりと将来を見据えた指導計画を作成するというような作業にこれから入ってくるころだというふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 確かに本年度から国は本腰を入れて、そして、がん教育について取り組んでいるということで、本市についても、しっかり

ガイドラインを持ちながら、そして、がん教育に取り組んでいくということでございます。

参考までなんですが、このがん教育を実施するに当たっては、がんという専門性の高さを鑑みて、がんの専門家の確保が大変重要になると思います。市内または近隣に大きな病院があり、がん専門の医者もおりますが、がん教育授業にそれら専門医等、外部講師等を招くような授業を行ったことはあるのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃるとおり、専門的な方からの話を聞くというのは大変意義のある、意味のあることだというふうに考えております。しかしながら、外部機関との連携をどう進めていくかという部分について、現在、さまざまなあり方を検討している段階でございますので、私の知る限りでは、病院等の専門医等から直接の話を聞く機会というのは、まだ本市においては無いものと思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、今後、この専門の外部の講師を呼んで、そして、がん教育を行っていくという考えはあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 議員おっしゃるとおり、これはとても大切なことだというふうに思っておりますので、がんに限らず、専門的な方々に学校に外部講師として入っていただいて、ぜひ授業の中で活用させていただきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、大変よろしく

お願いをいたします。

がん教育の先進的な取り組みをしている教育委員会によりますと、教員用の指導の手引や、特に教材のCDなどを作成して、電子黒板などを利用した、わかりやすい授業を行っているということでございます。

学ぶテーマとしては、みんなでがんのことをもっと知ろうということであり、がんって何か、どんな病気、何が原因、手術が必要な病気、予防はないのかなど具体的な項目について、学びを通じて生命の大切さを教えることをしているということも書いてありました。

本市におかれましては、中学校2年生全員にがん研究振興財団のパンフレットを配付されましたけれども、その後に何らかの取り組みは行ったのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） さまざまな情報を子どもたちに提供するということは大変意義のあることだというふうに考えております。ただ、もう一方で、もう一つ大切なことは、やっぱりがんがなぜできるのか、疾病として起こるのかというようなこと、これも予防という点でとても大切なことではないかなと考えております。

そういった意味で、先ほどお話し申しましたとおり、保健体育科の中で、健康教育という中で、例えば喫煙であったり、過度のアルコールの摂取であったり、それから生活のリズム、規則正しい生活であるとか、そういったことをあわせて子どもたちにはしっかりと学んでもらうということも、がんの予防、生活習慣病の予防イコールがん教育の部分にもつながっていくのだらうと思っておりますので、総合的にこれらについては取り扱って、さらに子どもたちにしっかりとした考え方を学んでも

らいたいと、こう思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） どうぞよろしくお伺いをいたします。

がん教育は健康教育であり、また、健康教育の充実を図ることですが、現在、本市でどのような健康教育が行われているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 現在、本市におきましては、議員ご承知のとおり、小中一貫教育というようなことで進めておりまして、中学校区を単位として学校保健委員会というものが多くの地域で開催をされております。つまり、学校だけでなく、保護者も、あるいは地域の方も交えて、その学区において健康教育を進めていく上での問題や課題、あるいは成果等を共有するという、そういった機会がございますので、そういったことをさらに広く進めていって、学校だけにとどまらず、家庭、そして地域ともに、みんなで健康教育を進める、あるいは生活習慣病を予防する、そういった機運が高まっていけるように働きかけをさらに進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） では、よろしくお伺いします。

参考までですけれども、東京大学医学部附属病院の准教授の中川さんの「がん教育の実践について」ということで、このような統計があったので、ちょっとご紹介をさせていただきたいなと思います。

青森、秋田、山口、愛媛などの10校、約1,100人を対象に、中学生にがん教育を行った結果、まず初めに、生活習慣が原因の一つと考えられる病気は、最初は31%、受講後は86%まで上昇し、ま

た、6カ月後には65%と、かなりの割合で認識をされていたと。

予防ができる病気かということに関しては、受講前は23%から、受講後には84%まで上がり、6カ月後にも63.7%と定着していたと。

がんについて考えたことがあるかという割合につきましては、受講前は49%であったのが、受講後には96%と、ほぼ全員。6カ月後でも88%が考えていこうという回答をしたそうです。

また、受講後に89%が家族にがんの検診を受けるように勧めようと思うと回答したのに対し、6カ月後、実際に48%の生徒が家族にがんの検診を受けるように勧めたと答えております。子どもから親への逆世代教育というものが進むということも大変に期待をされているということでございます。

最後に、がん教育は将来ある子どもたちのためでもあり、また、子どもたちの両親などは、がんが発症しやすい年代でもあります。子どもたちから親に「検診を受けるの」という言葉などがあれば、検診率のアップにもつながっていくと思われま

す。最後に、がん教育は将来ある子どもたちのためでもあり、また、子どもたちの両親などは、がんが発症しやすい年代でもあります。子どもたちから親に「検診を受けるの」という言葉などがあれば、検診率のアップにもつながっていくと思われま

す。また、子どもたちの周りの親族の方ががんで亡くなったりして、がんは子どもたちの本当に身近な問題となっております。義務教育の時代にがん検診や予防の大切さをしっかりと学ぶことが、がんの対策の最大の啓発活動になると自分は思います。

このがん教育を軸に、この我が那須塩原市の市民が健康で楽しく、そして元気に、いつまでも働きながら生活していけるよう、この小中学校のがん検診については、さらに充実したがん教育のほうをよろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、この項の質問を終わりにさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、午前中に引き続きまして、この後もよろしく願いをいたします。

続きまして、2、教育支援について。

小学生の学力を伸ばすには、家庭学習を習慣化することと、授業で勉強した内容を家庭で復習することをしっかりと定着させることで、次の学習を積み上げることが可能になると言われています。

しかし、小学校教員の多くは、家庭学習がなかなか習慣化しないと口をそろえます。家庭では、テレビやゲームといった誘惑が多く集中しづら

い上に、わからない内容があっても質問する人がいないことが、勉強が続きにくい大きな要因であると考えられています。

保護者が勉強を見てあげられるといいのですが、時間がとれない場合もあるでしょう。小学生とはいえ、高学年になると難しい問題も多く、教えるのに戸惑うことがあるという保護者の声も聞きます。

こうした要因が重なって、家庭学習が習慣化しない児童は多く、毎日家庭で学習する児童との間に学力の差が開いてしまう状況が考えられます。

塾に通わせてあげたいと思っても、経済的な理由や家庭の事情により通わせられない場合もある

と思います。こうした課題に基づいて、家庭で学習できないのなら、放課後に空き教室で勉強をしてみようという発想から生まれたのが放課後学習教室です。国が放課後子ども教室推進事業によって後押しをしていることもあり、全国的に急速に広がっています。

本事業は、小学校の空き教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動等の取り組みを支援しています。主に、基礎学力の向上や学習習慣の定着などを目的としています。また、日常の勉強についていけなくて不登校にならないようにとの考えも視野に入れているそうです。

社会総がかりでの子育て、教育が叫ばれている中で、ボランティアの学生や元教師など地域の人材も活用しながら、最低限必要な学力を子どもにつけさせるべき環境づくりに取り組むことが必要ではないかと考えます。

以上のことから、本市の教育支援についてお伺いをします。

(1)全国学力テストを受け、本市の児童生徒の学力の状況をお伺いいたします。

(2)全国学力テストの結果から、習熟度の低い児童への取り組みについてお伺いをいたします。

(3)勉強したくても、さまざまな事情で勉強へのきっかけに悩む生徒へのケアはどのように行っているのかをお伺いします。

(4)今後、放課後学習支援を取り入れていく考えはあるかお伺いをいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、2、本市の教育支援についてのお尋ねに順次お答えをいたしま

す。

初めに、(1)の全国学力テストによる本市の児童生徒の学力の状況につきましては、9月6日の市政一般質問におきまして、森本彰伸議員にお答えしたとおりでございます。

次に、(2)の全国学力テストの結果による習熟度の低い児童への取り組みについてのお答えをいたします。

いわゆる学習内容の理解に時間がかかると見られる児童生徒に対しましては、国・県からの加配教員や市採用教員等、教員の複数配置による少数指導や、昼休みや放課後の時間を使った個別指導等でサポートを行っております。その際、学力調査のうちの教科に関する調査の結果から把握した、児童生徒一人一人がどこでつまづいているかというデータを参考に、個に応じた指導を行っているというような状況であります。

また、学力調査のうち質問紙調査からは、学習時間はもとより、テレビを見ている時間やゲームをしている時間を初めとする生活習慣等も把握することができるために、児童生徒の学習を妨げている要因を取り除くための指導にも生かされているというようなことでございます。

次に、(3)の勉強したくても、さまざまな事情で勉強へのきっかけに悩む生徒へのケアについてお答えをいたします。

各学校では、定期的に教育相談期間を設定し、児童生徒と担任との話し合いの場を設け、個別に指導・助言をしております。また、担任と保護者との懇談の機会を設けて、家庭との連携を図っております。

なお、さまざまな家庭状況にある児童生徒を支援するため、市教育委員会としましては、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉関係機関とも連携を図り、児童生徒の支援に努めているとい

うような状況でございます。

最後に、(4)の今後、放課後学習支援を取り入れていく考えはあるかについてお答えいたします。

基礎学力の向上や学習習慣の定着を主な目的とした放課後学習支援のあり方につきましては、他市町の実施状況等について調査研究をしまいたいと、このように思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、再質問をさせていただきます。

関連しておりますので、(1)から(4)をあわせて再質問をさせていただきます。

全国学力テストを受け、本市の児童生徒の学力の状況については、昨日の森本議員の質問の答弁で了解をいたしました。

私は5月に議員になったわけですが、会派公明クラブは昨年12月に、全国学力テストで常に全国トップクラスの成績をおさめている秋田県の教育行政の視察を行っております。視察先は、湯沢市と羽後町でした。

この羽後町ですが、参考に、人口は約1万5,000人。特に、羽後町内には学習塾がなく、町内の児童生徒の多くは、近隣の塾も含め、学習塾には通っていないとのことであったと聞いております。

学校の授業のみで全国トップクラスの成績をおさめるには、授業の改善に取り組んでいるそうです。特に、確かな学力の定着の基礎として、週2回、朝の15分間を、全校で漢字、計算練習、読解パワーアップを実施しているそうです。

また、家庭学習については、学校と家庭が手を取り合って学力向上に取り組んでおり、家庭は、子どもが学校の勉強と自分の生活がつながっていることを意識できるように心がけているそうです。このことで家庭学習が充実をしていきます。

本市において、他の学力向上の実例などはこれまで参考にしてきたのでしょうか、お伺いをいたします。また、あれば、具体的な説明もよろしくお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 他の自治体の先進事例、あるいは今議員に紹介していただけたようなものにつきましてですが、実は私、個人的になんですけども、前職、県の教育委員会に勤務していた折に、私のほうでは福井県と石川県のほうにちょっと行って、いろいろ勉強させていただいたことがあります。

特に福井などでは、お聞きしますと、全国でかなりの高い率で夫婦の共働き世帯が多いと、それから3世代同居が多いというようなことを何度も説明しております、子どもたちが安定して、安心して家庭での学習に取り組める、そういった環境が一つの要因としてはあるんじゃないでしょうかというような説明を受けてきたところでございます。

それぞれ地域によって、子どもたちを取り巻く環境はさまざまありますので、本市の場合につきましては、先ほどお答えしましたとおり、全国学力・学習状況調査の中で学習状況調査によるアンケートによりまして、子どもたちの置かれている状況が一人一人、そのアンケートの回答から把握できる部分もございますので、個々に応じた対策をこれから各学校においてしていく必要があるのではないのかなと、このように感じております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 先ほどの、秋田の羽後町で塾に通っている生徒はいないということでございます。その地域によっていろいろ特徴もあると思いますけれども、本市において児童生徒が塾に

通っている比率がわかれば教えていただけますか。  
よろしくをお願いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まだ分析の途中ではありますけれども、全国学力・学習状況調査のうちの学習状況調査の中の質問紙にも、塾に通っているかどうかというような質問もございまして、その部分につきましては、県あるいは全国と比べて、本市の場合には、行っていないというふうに答えた子どもたちの数は多いなというふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 多いということで、財政的には裕福なのかと、うちの市はですね。

それでは、小学校、中学校の生活指導、学習指導をきめ細やかに行うということにより、人づくりの教育の推進を図ることを目的として、市採用教師等を配置しているわけですが、その職種は10分野にわたっていますが、それぞれ何人の方が採用されていたのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 市採用教師ですが、今議員おっしゃったとおり、幾つかの目的に応じて配置をしてあります。学習支援、それから生活支援というのが直接、子どもたちの学習にかかわる部分ではないのかなというふうに思っております。

ちょっと手元に細かな部分の資料がないものですから、すみません、後ほど正確な数はお伝えしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） それでは、教育長、すみません、私のほうで。

28年度の決算でございまして、28年度のあれですと、学習支援教師が10名……。

○議長（君島一郎議員） 教育長。

○教育長（大宮司敏夫） すみません、先ほどのものですが、私のほうからお答えさせていただきます。申しわけございません。

28年度、小学校におきまして学習支援が9人、学級支援が27人、生活支援が47人、それから図書支援として21人、理科支援として6人、英語教育推進教師で5人、日本語支援員ということで1名、それから心の教育相談員12名、こういった方々でございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 本年度の人数がわかりましたら教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 今年度につきましては、学級支援35人、生活支援で42人、図書支援員で21人、理科支援6人、英語教育推進員教師で5人、日本語支援員で2名、それから心の教室相談員10人、これは4月末現在というような数でございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） そういう方々が児童生徒に携わりながらサポートされているということでございますけれども、現在、本市において加配教員及び市採用教員等で児童生徒に対しての十分なサポートがされているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） どういう状況をもって十分と言えるかどうかはわかりませんが、少なくとも通常の授業を行う際に複数の教員による、よりきめ細やかな指導体制、できるだけ充実させるように、現在配置をしているというような状況でございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。  
○4番（星野健二議員） それで、その教員の配置における少人数指導または昼休み、放課後等で個別の指導でサポートをなさっているわけですが、その児童生徒の生活習慣等を把握し、学習できない要因を除く指導をしていくということですが、それぞれ配置された方は教員なのか、それとも支援員なのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 市採用教師の配置でありますが、これはあくまでも授業を行う際に当たっての対応ということでございますので、勤務する時間の関係で、放課後最後まで学校にいるというようなわけでもございません。ですので、放課後の対応につきましては、県費負担教職員と常勤で配置されている先生方をお願いするというような状況に現在はございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。  
○4番（星野健二議員） それでは、市内の小中学校にそれぞれの教員なり支援員が配置はされていると思うんですが、その配置状況をお伺いできますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これらのそれぞれの学校の状況に応じて、特に学級集団が多い学校、それから複数学級がある学校、そういうところが特に中心になろうかと思っております。小規模の学校、特に少人数の学級の学校につきましては、そもそも個別的な指導が可能な体制になっておりますので、そういったところに配置しないというわけではございませんけれども、そういったところも必要に応じて、学校からの要望を聞いて配置をしているということで、現在全ての学校に、人数の差

はございますが、配置をしております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。  
○4番（星野健二議員） わかりました。

それでは、次の現在学校で定期的な教育相談を設定して行っているわけですが、児童生徒との話し合いの場について、大体1人何分ぐらいの時間をとって、ここにありますが、大体何分ぐらいとって相談をされているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 定期教育相談というのは年間複数回の機会を設けまして、このときには担任がかかわっている、担任をしている子ども全てに対して面談を行うというようなことではございます。設定の時間につきましては、それぞれ各学校の実施状況によって若干の差はございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。  
○4番（星野健二議員） それと、また保護者との面談についても行っていると思うんですが、この保護者との面談につきましては、大体年何回くらいとか、または、やはりどれぐらいの時間をかけながら懇談をしているのかお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 多くの場合には長期休業に入った直後のタイミングですので、夏休みに入った直後に多くの学校で行われていると思いますが、人数によるでしょうけれども、大体1週間程度の期間を設けて、その中で調整をしながら保護者の方々と面談を行っている、30分あるいは1時間、その中の範囲ではないのかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。  
○4番（星野健二議員） その父兄との懇談の中で、

今、主に現在保護者の方が悩んでいること、また学校に要望することなどがわかりましたらば、よろしく申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 普通の場合には、保護者の方々にこういう機会を通してお子さんの学校生活での様子あるいは勉強の様子等をまずは担任のほうからお伝えをするようなことが中心になっているだろうというふうに思っております。もう一方で、保護者の方々が子どもの様子を見ていて、ちょっと心配だというふうに思われるようなことについて、その折、担任に相談をするというようなことが多くあるのかなというふうに思っております。

私も正確に情報を把握しているわけではありませぬけれども、これまでのところでお答え申し上げれば、主にこのときですと生活の様子あるいは交友関係というんですか、友達とのかかわり方とか、そういったことが多いのではないのかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 例えば授業になかなかついていけないといって悩んでいるような、そういうような悩みというのはないのですか、本市においては。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） ケースによっては、そういうようなことも話題の一つに上がるというようなことも、恐らくあるだろうというふうには認識しております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。今、保護者が大変いろいろな生活状況の変化によりまして

いろいろと変わっていて、なかなか子どもと接することも難しいと思いますので、先生のほうからしっかりと懇談をしていただきまして、保護者に対してのよい指導、助言等をよろしくお願いしたいなと思います。

続きまして、スクールソーシャルワーカーの具体的な活動についてお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（大宮司敏夫） スクールソーシャルワーカーはカウンセラーとは違いまして、子どもたちの生活あるいはさまざまな問題、そういったことについて十分ヒアリングをして、その後、この問題を解決するためにどういう機関とつながりを持っていったらいいのかということと一緒に相談をするというような役割を果たしております。

ある意味、学校は家庭の奥のところまでなかなか立ち入れないわけではありますが、スクールソーシャルワーカーにおいては、大変その辺のところはよく心得ていて、よく相談に乗ってもらえているんだろうと思います。現在2名が配置されておりますが、約2,000件弱のケースをこれまでに対応しているということで、2名では、もうそろそろ限界に近いのではないのかなというふうなこともお聞きしております。

大変さまざまないろいろなケースがありますが、おかげさまでスクールソーシャルワーカーがかかわることによって、かなりの問題の解決の糸口が見えてきているというようなことを伺っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 今、教育長のお話を聞きまして、スクールソーシャルワーカーが2人で2,000件ということで、大変なご苦勞をされているなど本当に感じております。

また、今教育長のほうから問題解決について進んでいるということもお聞きしまして、その問題解決の実例などを上げていただければ。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） これは非常に個人の情報に触れる部分もありますので、なかなか具体的にこういうふうなケースというようなことはお話しできにくい部分があるんですけども、例えば非常に経済的な部分といってもいろいろ問題があって、それをどこに相談したらいいのかというようなことがあったりした場合には、こういうことについてはこちらのほうに相談かければいいですよ、例えば社会福祉協議会のほうにこんなものがありますから、そちらのほうに相談されるといいと思いますよというような、いろいろな情報をスクールソーシャルワーカーは持ちあわせておりますので、そういったことをお話をする、あるいは家族関係についてでしたらば、こんなふうなところの相談機関がありますので、そちらに行くという方法もありますよといった、そんなアドバイスができていくというふうに報告を受けております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。

次の質問で、私、先ほど教育長のほうからスクールソーシャルワーカー2名で2,000件ということをお聞きしまして、大変苦労があると思えたんですが、この質問も、今後スクールソーシャルワーカーの増員の考えはあるのかということで、私個人的には増員をしておいたほうがいいかとは思いますが、教育長のお考えをお願いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 先ほど申しましたように

大変機能しておりますけれども、2名での対応にもなかなか限界に近づいている数かなというふうには思っております。

今年度からスタートしました第2次総合計画の中では、5年間のうちに、この後5年までには一応目標としては5人配置をするというようなことを予定をしております。

ただ、なかなかこのスクールソーシャルワーカーの役をしていただける方の人材というのも、実は早々多くあるわけではございません。今後、全国的にも大変需要が求められる職種の一つでありますので、今後やはりいい人材をいかに確保していくかということ、これも鋭意努力してまいりたいと、このように思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 本当にそのスクールソーシャルワーカーが増員されて、多くの方の手厚いいわゆるサポートができるようになっていければなど私も思います。

それでは次の質問、昨今、生徒児童を取り巻く環境は大きく変化をしております。先ほども話があったように、テレビはもちろんですけども、ゲーム、その他一番最近ではスマートフォンなどの環境、そういうものを持って、なかなか我々とは違うような環境になっておりますけれども、そういうふうに変化しており、そういう中での家庭学習の定着化をどのようにサポートしているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 教育委員会におきまして家庭学習の手引きのようなものを作成いたしまして配布をしております。また、各学校ごとに家庭学習については、より具体的なガイドといったものですか、そういったものを示しているところで

ございます。

また、本市では実はコンピューター教室の整備の中でeラーニングというシステムを導入しております。これはネット上で学習ができるシステムでございます。市内の小中学生全員に、一人一人にIDとパスワードを付与しております。これによりまして、家庭におきましてももちろんネットに接続できる環境がなければ難しいわけですが、これを使いましてドリル的な学習ができる環境が整っております。最近、いわゆるスマートフォン、Wi-Fi等による接続も考えられますので、そういったものにもこのシステムは対応しているというふうなことでございますので、こういったものを使って家庭で学習をしていくこともできるというふうなことでございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） いろいろな環境も変わって、我々とは本当に違う環境の中で今の児童生徒、いいところもありますけれども、なかなかその裏ではうまくいかないところもあるとは思いますが、教育の中で子どもの生活をしっかり見てあげるようよろしくお願いをしたいと思います。

それで、先生がいろいろと個別指導を行った後に、生徒児童の学習意欲は変わったのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） 当然のことながら、それぞれ悩みがあって担任等と相談する中で、少しずつではありますがありますが、解決に向けての取り組みはできているわけでありまして、おのずと学習に向かうような環境の改善がなされているのではないのかなと、こんなふうに思っているところでございます。

また、学習状況調査の中でも、比較的、本市の

子どもたちは家庭において一生懸命勉強すると、そういう傾向は全国から比べていい傾向にあるのではないのかなというふうな今分析をしている途中でございますが、そんな感じが見てとれます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 私が今回質問した放課後学習教室で、大変成果をおさめている学校なんですけれども、茨城県牛久市のカップ塾なんですけれども、こちらにつきましては小学校4年生から6年生、中学校は全体の生徒を対象に宿題や復習をします。カップ塾は児童生徒の一切指導は行わず、児童生徒によって異なる学習、つまずきにあわせて一人一人の基礎学力の向上や学習習慣の定着さを求めているということでございます。大体行っている時間は、放課後の午後4時から5時30分、大体週2回ぐらいということで、スタッフにつきましては元教員または教員免許取得者や大学生等、またはボランティア、PTAの方が指導員を務めているということでございます。

その放課後学習塾をやった成果でございますけれども、感想といたしましては、友達と一緒に取り組むことができ楽しい達成感を味わえる、自分のやりたい学習ができ、宿題や自主学習がはかどる、わからない問題を教えてもらうので解くことができた、これは父兄ですけれども、子どもが楽しいと言って参加させ、そして学習のリズムができ学習習慣が身についてきたということも感想で上がっております。または学校でふだんできない活動ができて楽しい、学校の先生と違ったいろいろな大人と接することができてよかったということで、カップ塾のほうの感想です。

また、牛久市ではこのカップ塾を行いまして、近隣の市町村から移住が増加いたしまして、14歳以上の定住人口が平成17年度から右肩上がりになってきているということで、これも放課後学習に

取り組んでいったという結果として、このように定住促進のほうもふえてきたということでございます。

私のほうからは最後に、放課後学習教室における学習支援は、家庭の経済力等にもかかわらず、学ぶ意欲がある子どもに対して学習機会を提供することを目的としております。放課後の学校を活用し、教職員経験者などの地域の人材を活用して補習等の学習活動を取り入れることによって、子どもの学習意欲や学力の向上、または生活習慣の改善などさまざまな効果があると期待をさせていただきます。

昨日、教育長は答弁の中で、わかる子がわからない子を教える、先生以外、子ども同士で話し合い学び合う、そして、全ての子が同じゴールを目指して進んでいくと言われました。放課後教室は、そういう機会の一つとして捉えてはどうでしょうか。

また、君島市長も那須塩原市の未来のために小中学校の教育には力を入れると力強いお言葉もいただきました。最低限必要な学力を未来ある那須塩原市の子どもたちにつけさせるべきであると切に私は思いますが、最後に教育長の所感をお願いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） まさに議員おっしゃるとおり、子どもたちをみんなで育てていくということはとても大切だというふうに思っております。放課後の子どもたちの受け皿につきましては、現在、放課後児童クラブ等の整備もされておりますが、学習支援をメインにしているわけではありません。したがって、国が進めようとしている放課後子ども教室というようなものもありますが、私は今後、今年度からスタートいたします地

域学校協働本部の活動の中で、ぜひ地域の中で子どもたちの受け皿の一つとして、そういったものができてくれば、整備されればいいのかなというふうにも願っているところでございます。

現在、子どもたちは1週間のうちほとんどの部分、特に高学年などはスポーツ活動にかかわっているというようなことがあるわけですが、過日の先生方の働き方改革の中でも、私も子どもたちのバランスのとれた放課後の生活の仕方、あるいは休日の生活の仕方というのは、これからしっかり考えていかなければならないと思うんですが、そのときにそういう活動ではない部分のところの受け皿をどうするかというのは、これはとても大きな問題だと思っておりますので、この学習支援等の部分というのも一つの地域学校協働本部事業の一つのものとして、今後考えていってもらえればありがたいと、こんなふうに思っておりますし、教育委員会といたしましても、そういった部分につきましてはさまざまな情報を提供しながら、ぜひ地域と一緒に考えていきたいと、このように思っております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 重ねてよろしくお願いたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で、4番、星野健二議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 高久好一 議員

○議長（君島一郎議員） 次に、18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。

18番、日本共産党の高久好一です。一般質問を始めます。

本市で大規模な太陽光発電施設の整備計画が開発業者から突然示され、地域住民には生活環境の悪化などの懸念の声が広がっています。本市の豊かな自然環境を保全するための対策と考えを求めます。

(1)です。現在、太陽光発電施設の設置について、直接規制する法律はなく、環境影響評価法でも対象外となっています。本市は法整備の必要性をどのように捉えていますか。

(2)です。7月の地元紙の市町アンケートに条例やガイドラインの策定を予定していると答えていますが、趣旨と計画について聞かせてください。

(3)です。国のガイドラインは、近隣住民とのトラブル回避は事業者の努力義務と規定している場合が多い中、有効な条例の制定が必要と思われませんが、市はどのように考えていますか。

(4)です。設置場所や規模、発電量によって強制力や罰則も想定すべきと思いますが、市の考えを求めます。

以上、4点について市の考えを求めます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） それでは、1の太陽光発電施設の設置規制について、順次お答えをいたします。

初めに、(1)の太陽光発電施設の設置について、法整備の必要性をどのように捉えているかについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、太陽光発電設備につきましては直接的な設置規制、これを行う法律はございません。しかしながら、環境との調和や地域との共生を図るためには法整備は必要であると考え

ております。

全国市長会では、関係法令の整備等を国に求めておりますが、本市といたしましても、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄について法的規制を行うことを他自治体と連携して国に求めていきたいと考えておるところでございます。

次に、(2)の条例やガイドライン策定の趣旨と計画についてお答えをいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、地球温暖化防止対策の観点からは推進すべきものと考えております。一方で、環境との調和や地域との共生を図っていくことも重要と考えていることから、市独自のガイドラインを策定するということがあります。

現在、庁内策定委員会において検討中でありまして、今年度中の策定を予定しております。

次に、(3)の有効な条例の制定について本市はどのように考えているかについてお答えをいたします。

このガイドラインの目的である地域との共生、適切な立地誘導及び発電設備の維持・管理を確実に実施するために条例等の制定を検討していきたいというふうに考えております。

最後に、(4)の強制力や罰則についての市の考えについてお答えをいたします。

策定中のガイドラインにおいて、災害の防止、景観への配慮、生活環境や自然環境の保全等を図る観点から、抑制対象とする施設の場所、面積、発電規模等に関して市の考え方を明らかにした上で、強制力を持たせるかどうかの検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 1番から順次、再質問をしていきますが、1番から4番とも非常に前向

きな返答をいただきました。

私のほうとしても、4日に眞壁議員の質問もありましたが、那須塩原市の豊かな自然環境を守るために、ぜひともこういった対応が必要という考えに立っての今回の質問です。

法整備は必要と非常に力強い答弁をいただきました。他の自治体と連携しながら求めていきたいということも当然だと思います。法整備となりますと、国のほうの協力も得なければならないということになりますので当然です。

1番を終わりました、(2)に入ります。市は7月の地元紙のアンケートでガイドラインの設定の予定をしていると答えています。そうした中で、地域の住環境の保全と地域との共生、あわせて自然環境を守るということでは言われましたが、もう少し詳しく話していただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 今策定中のガイドラインについての質問でございました。このガイドラインは、先ほど説明しましたように市内の各担当を集めて策定委員会を構成してつくっているわけなんですけど、この中で例えば開発行為の視点あるいは景観の視点、農業の視点、森林法の視点、各視点からどんな課題があるのか、どんな問題があるのかというのを洗い出しまして、その中で抑制対象となる具体的な設置面積、それから発電規模、それから事業者に対してどんな自粛を要請するのかという、そういう自粛の内容あるいは事業者とどういうふうな協議をしていくのか。一番大切なことは、地元、市民への説明をどのようにおろしていくのか、その辺を具体的にガイドラインの中に決めていきたいと、目的、ルールを明確化していきたいということでもあります。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。今、答弁の中で市民、住民にどのような説明をしているのかという、そういう答弁がありました。このガイドラインという中でそういったことをしていくんだと思いますが、ガイドラインに地域の住民の声をどの程度反映させることができるのでしょうか。日光市のようにパブリックコメントなども検討しているのでしょうか。あわせて聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 先ほど議員からご質問ありましたように、環境アセスメント法には規定しておりませんので、計画の一番最初の段階では何ら住民に説明する義務はないという中で、例えばこの改正FIT法の中では、企画立案の段階で地域住民と信頼関係を築けよと、もちろん努力義務になりますけれども、その中で事業者に対してもし必要があれば地元自治体と相談して、地域の人たちと協力関係を結べよ、そういう規定になっているところがございます。

なので、例えば地域住民にある程度形ができ上がってから説明しても、もう事業者としても相当事業費をつぎ込んでいるわけですので、今さら後戻りできないという事態も起こり得ますので、一番最初の企画立案の段階で、市は当然ですけども、地元に対してもそれなりに説明会を開くとか、そういうところの規定が必要なのかなというふうな、今私個人的に思っているところがございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 今、住民への説明と、事業を始めちゃった中でというのではなくて、もう始める前にそういった説明が事前に必要ということだったと思います。

タイヤメーカーの撤退跡地で太陽光発電施設に

なるとの話もあります。そのほかに本市で幾つかのそういう発電施設の話があります。本市高林地区、箭坪地区では60haの敷地に43haのパネル設置の発電設置計画が突然告げられ、地域の住民は、本市の豊かな平地林の自然環境を求めて定住してきたのにもかかわらず、発電施設の設置による生活環境の悪化の懸念を持っています。

初めての地元説明会は9世帯の参加で、事業者から発電パネルの耐用年数は約30年、事業期間はそれより短い23年で終了し、その後、施設は完全に撤去させる、こう説明されたとしています。しかし、住民は今日の経済状況の中で太陽光発電、採算が合わず途中で投げ出し、施設が放置されるのも困ると大変心配しております。豊かな平地林を保全するための規制と計画の中止を求めています。

そこで伺います。本市の策定しているガイドライン、事業者が計画段階の配慮すべき事項を定め、適切な立地の誘導、設備の維持管理を図ることを目的としたガイドラインと報道されています。どの程度まで誘導できると考えていますか、具体的に聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 今、ガイドラインについては策定中でありますので、確定的なことは申し上げることはできませんが、ただ考えの中で、例えば土地の持ち主が太陽光発電設備をつくりたいという中で、それをだめだということは、先ほど申し上げたように設置自体の規制からする法令、条例はございません。

では行政は何ができるかということになりますけれども、例えばパブリック的な意味で制限をかけるという意味でありますと非常に限られた条件になってきてしまうと思います。大規模な土地

を利用するときに、例えば斜面で、そこに太陽光発電をつくることによって、例えば地すべりが起きるとか雨水が氾濫してしまう、そういう面から、その地域はちょっとやめてくれないかという規制はできると思います。あるいは歴史的な遺産がその場所にあるので、ちょっとやめてくれとか、希少な野生動植物が存在するので、その辺はちょっと一部やめてくれ、そういうような交渉はできると思いますが、設置自体をいわゆるやめるとかという部分は、少なくとも今の法体系の中では難しいかなというふうに思います。

その中でどういうふうなエリアに立ててほしくない、設置してほしくないエリアにするのかというのは、今まさに内部で検討中でございますが、県内で栃木市と足利市が既に条例は策定済みでございますが、やはりその中で、どうしても誘導したくない地域、つまり保全していきたい地域というものを定めて、その中で規制して、その中でどうしても立てる場合には市長の認可、許可が要するというそういう仕組みがありますので、その辺を市としてももうちょっと参考にさせていただいてガイドラインを定めて、行く行くは条例なり指導要綱なりという形で手続を進めていくという形になろうかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 話のほうで、私の進め方がちょっとまずいのかと思いますが、既に3の中に入っちゃっていますので、さらにここを進めていきたいと思います。

4日の会派代表の質問にも、本市は事業を計画するに当たっての市の独自のガイドラインを今年中に作成すると答弁をされました。その中で条例の規制も検討していきたいと、先ほどもこういったお話がありました。このガイドライン、当然その条例の柱になるものと、こう私は受けとめま

した。期待を持っております。

ただし土地の所有ということについては、非常に大きな権限があると、その中で土地の使用法までは決められないという限界も先ほど述べられました。条例まで持っていくと、しっかり頑張ると、そういう受けとめ方でよろしいですね。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） これからガイドラインを策定していく中で目的、ルールを明文化していくわけですけれども、その中で先ほど議員がおっしゃいましたように、どういうふうな強制力を持たせていくのか、どういう実効性を持たせていくのかという検討の中で、条例も一つの選択肢として検討していきたいということでございますので、今現在でははっきりしたことは、ちょっと差し控えていただきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 検討する中で、どういった強制力を持たせるかというのも検討していきたいというお話がございました。先ほどの答弁の中で、既に足利、栃木両市は条例をつくっているというお話もありました。県のほうでも本年度内に資源エネルギー庁のガイドラインを補完する指導方針を策定すると、こうも報道されています。国の資源エネルギー庁のガイドラインでは、近隣住民とのトラブル回避は事業者の努力義務と規定されているというのがほとんどで、余り期待はできません。しっかり国のほうと連携しなければなりません。市は、市の独自のガイドラインや条例で豊かな自然環境を保全していかなければなりません。

そこで伺います。先日のガイドライン作成の答弁の中で、市はこのガイドラインに上乘せ、横出

しも可能という、そういう話も出てきました。本市の検討している上乘せ、横出し、これがあるのか、これについて聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（山田 隆） 上乘せ、横出しというところではなくて、例えば改正FIT法の中で遵守事項と努力事項というものがあまして、ほとんどが、例えば地域住民との信頼関係を築くとか周辺環境への配慮という部分においては、ほとんどが努力義務というところでありますので、その辺をガイドラインの中でもっと厳格にという意味で答弁させていただきましたので、明確に横出しとか上乘せというところは、ちょっと意味的には違うのかなというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） ちょっと後退したのかなという感じがあって、もうちょっと期待していたものですから。でも、那須塩原市の自治体としての役目として、しっかりと市民優先、住民の住環境、豊かな自然林を守っていかなければいけません。そのために那須塩原市は全力を使ってこの仕事をなし遂げていかなければならないと思っています。

住みよさや住環境をしっかりと守っていくのは、強制力を持つ条例や法整備がなされることで悪質な開発事業者を抑止する担保がされます。環境アセスメント対象ではないことが一番問題だとする学識者もいます。当然国のアセスメントの対象にも働きかけていくべきです。そのため国への働きかけも必要です。こうしたガイドラインをつくる上で県そして県内市町の連携も考えていくと、こういう答弁も先ほど出ました。那須塩原市、あらゆる手だてを尽くして本市の豊かな自然を保全する日を求めて、この項の質問を終わります。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 引き続き質問を続けていきます。

2、国保の都道府県化についてです。

来年度から施行される国保の都道府県化に向け、県と市町による協議会が8月に開催されました。市民が安心して使える国保となるよう以下について伺うものです。

(1)幾つかの道府県は既に保険料率が示され、住民の支払う保険料の試算額が公表されています。栃木県は2度国へ試算を提出していますが、公表してはしません。本市の保険料の市民への公表はいつごろになりますか。

(2)公表された道府県の保険料が高額となり、不評であったため激変緩和が行われ、引き上げ幅は縮小されるとしていますが、仮に県が示す保険料が現行より高額の場合、市はどのように対応を考えていきますか。

(3)です。市は県に早急な公表を求め、保険料については市民に意見を求め反映させる考えはありますか。

以上、3点について考えを求めます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） それでは、2の国

保の都道府県化について順次お答えを申し上げます。

初めに、(1)の本市の保険料の市民への公表はいつごろになるのかについてお答えをいたします。

現在、幾つかの都道府県で公表されている試算額は、平成30年度に各市町村が都道府県へ納付することとなる国民健康保険事業費納付金をベースとしたものであり、栃木県では平成29年、先ごろですね。8月30日に開催された栃木県国民健康保険運営協議会において、現段階における県内全ての市町の納付金の試算結果を示したところでございます。

本市の保険料につきましては、平成30年1月に予定されています納付金の確定に基づき算定をし、改正の必要が生じた場合は、平成30年3月議会への条例改正案の提出及び市民への周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の仮に県が示す保険料が現在より高額な場合、市はどのような対応を考えていくかについてお答えを申し上げます。

現在示されている納付金は試算額であり、国の追加公費や県の軽減措置分が全て反映されているものではございません。今後は納付金の確定に向けて県や関係部署との協議を重ねながら、市民の大きな負担増にならないよう保険料の検討に努めてまいりたいと考えております。

最後に、(3)の市は県に早急な公表を求め、保険料については市民に意見を求め、反映させる考えはあるかについてお答えを申し上げます。

市が県に早急な公表を求めることにつきましては、(1)でお答えしたとおりでございます。

保険料については、被保険者を代表いたします委員等で構成されております市の国民健康保険運営協議会においてご意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありましたので、再質問をしていきます。

市民への公表という答えは、ことし3月の前福祉部長とほとんど同じ内容というふうに受けとめました。30年3月議会に税率等を改正する条例と予算案を出すという、そのときの答弁でしたが、今全くそれと余り変わらない内容でした。それから半年がたちました。今度半年でまた質問するというのは、市民生活の中で国税というは大変市の市民税の中でも市町村民税の中でも、税の中でも大きな比重を占める、そして、市民には大変大きな負担となっているという現状から、再び質問をしたものです。

そこで、伺っていきます。第2回の協議会があって、さらに第3回の試算を国に報告する期限は8月31日でした。県とともに本市も当然報告していると思います。この報告には、市町村ごとの実際の1人当たりの額とあわせて、世帯当たりの保険料額の比較が示されています。国からの提供要請に自治体が応えるものです。

通知では、この試算を公表するかどうかは各県及び市町村の判断に任されています。こういう通知が来ていると思います。当然、本市の判断で公表は可能ということになります。市の考えを改めて聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 公表の市の判断、考えということなんですけれども、本当に市民の方にご負担をおかけすることになる保険料というのは、早く市民の方も当然知りたいことですし、私たちもお知らせしたいことではあるんですけれども、まだ不透明な状態でお知らせをしてしまう

ということは、逆に悪い影響になってしまうのかなというところで、ご理解いただきたいのは、あくまでも今、県の運協、介護保険運営協議会が開かれて、そのときに出したのも納付金の額でございます。それで納付金、市町から県のほうに納めることになるんですけれども、その納付金のほかに、実際、那須塩原市のほうで被保険者の方々に保険料をお願いする場合には、例えば人間ドックであつたりとか、そういったほかの事業などもあわせながら保険料のほうを決めていくことになるので、納付金がイコール、イコールというか、そのまま保険料に反映するということではございません。

それと、今現在あくまでも試算、平成29年度の予算のベースでの試算額での納付金でございますので、この後例えば、ただかかった医療費を納めるという時代はもうそれだけでは終わって、かからない、病気になることが一番いいことですので、そういったことで適正な医療費の給付というところに努力をする、保険者に対してはインセンティブをかけていく、結局加点していくというんですか、そういう考えも国のほうもありまして、それでお金を都道府県に配分する。それから、あと都道府県のほうも、今度は市町の努力に対して評価をしてお金を配分するという仕組みもございます。

そんなところからも、まだまだ納付金のほうが確定をしておりますので、本当に早くわかり次第お知らせはしたいんですけれども、前回、部長が答えたとおり、スケジュール自体が変わっておりませんので、そこら辺はご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁のほうが既に2番

とか3番にもう入っているので、私のほうもそうした聞き方に変えていきたいと思います。

(2)に入ります。

公表された都道府県の保険料額が高額となり、不評であったと。不評であったのは、何より高額となるということです。埼玉県の場合で平均で1.4倍、自治体によっては1.7倍から2倍という自治体も。国保の税額を全力で抑えているところほど高い値段が出るという大変矛盾した内容が出てきます。これが統一化ということなんだと思いますが、先ほど部長の答弁で、悪い影響が出るというお話もありました。インセンティブの話も出ました。そうした中で、国のほうは部長の話にもあったような激変緩和が行われ、引き上げ幅は縮小されると、こうしています。

本市の保険料が現行より高くなった場合、市はどのような対応をということで聞いたわけなんです。そこで、さらに伺っていきます。8月31日に厚労省に報告された本市の第3回試算の特徴は、どういう内容だったのでしょうか。特徴ならば話せると思います。それを聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） じゃ、まず、ただいまのご質問に対してお答えする前に、先ほど私、答弁の中で、国民健康保険の運営協議会というべきところを介護保険というふうに言ったみたいなので、それを訂正させていただきたいと思います。申しわけございません。

それから、ただいまのご質問なんですけれども、これはあれでしょうか、うちのほうから県のほうにというよりも、県のほうからうちのほうに納付金の試算額ということで示された額をご報告したほうがいいのかと思って、回答させてもらえればありがたいところなんです。よろしいでしょ

うか。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 県のほうのということではなくて、もうそれは市民に直接行く保険料、額の問題を私のほうは求めているので、それはもうできていないという、来年の3月になると、今年度末ということなので、市民に直接払われる額がどうなるかということなので、それは話せないというので変わらないんだと思うんですが、答えは。それで、こうした話の展開になっています。

○議長（君島一郎議員） 市長。

○市長（君島 寛） 高久議員の国民健康保険の保険料の質問が多々出ておりますけれども、部長からお答えしましたとおり、まだお示しできる状況には全くないということをご理解いただきたいと思います。

来年の4月から運営形態が都道府県というふうな形で一括になるという形のもので今進めておるわけですけれども、各市町から県に納付する額、これがまだ確定をしていない状況にあります。あくまでも試算ということで私どものほうに提示をされてきたものがあるわけですけれども、これの確定、これは国からの公費の負担額、そういったものが全くこの中には含まれていない状況にありますので、それからまた栃木県の経費の軽減分、そういったものを踏まえた上で、正式な形で那須塩原市から県の協議会のほうにどれだけ納付がされるかと、その額が決まってくるのがもうちょっと先の話になってしまいますので。この納付額が決定をしました後、今度は税率の問題、そういったものが出来まいりますので、今これからこの内容については鋭意検討してまいります。

また、市民の皆様方にとって大変重要な内容も含まれておりますので、時期を見て皆様方にも、そして議会のほうにもお話しをしなければ

るので、きちんとした形でこれは説明をしてまいりたいと考えております。

今現在、ちょっと額については公表はできないということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 市長から答弁がありました。

そういう中で、8月31日の特徴について聞かせていただきたいと思ひます。

いいですか、私のほうで先に進めて。

○議長（君島一郎議員） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時24分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） すみません。それで、手元にその数字を持ち合わせておりませんので、所管のほうに確認をいたしまして、確実なところでお答えをさせていただきたいと思ひます。後ほどお願いいたします。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） ちょっと私のほうの説明もまずかったのかと思ひますが、第3回の試算の特徴は、厚労省が制度移行に伴う保険料負担の急変を極力避ける姿勢を明確にしたことです。平成30年度の公費負担分1,700億円のうちの医療費分の伸びが低かった平成29年2月分の医療分までの実績が反映されるとしてあります。

さらに、平成28年度に法定外繰り入れや基金の取り崩し等で保険料増加を抑制した市町村は、同額を平成29年に繰り入れた上で試算することも要

請されています。保険料の伸びを一定割合で頭打ちにする激変緩和策も行われるとしてあります。

そこで、さらに伺っていきます。本市では法定外の繰り入れはしていませんが、財政調整基金の取り崩しで療養費の一部を賄うなど、市民の支払う保険料が引き上げにならないよう抑制する市の努力が報告されてきました。その結果が反映されて、本市の保険料は現行に比べどのようになると想定してありますか。聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 保険料が現行と比べてどのようになるかの想定ということのご質問でよろしいですか。

繰り返しになって申しわけないんですけども、やはりうちのほうも確かな数字が来ていない段階では、想定についてもお答えするのはちょっと差し控えさせていただきたいと思ひます。よろしくご理解ください。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） また同じ返事になってしまいましたが、先日、全国調査が報道されました。6月から8月にかけて全国1,741市区町村を対象に実施したものです。県内では全24市町が回答しています。

保険料が上がると予想したのは、佐野、大田原、下野、芳賀、壬生、高根沢、那珂川の7市町です。ほぼ変わらないと答えたのは、栃木市など4市町。上がる理由は、所得水準の高い市町は相応の負担となる、医療費水準、所得水準が平均より高い保険料が近年上昇傾向にあるなどが理由です。那須町は所得水準が低いため、下がると、こう予想していると報道されました。

県は、各市町が納付に対する事業納付金について試算を示していませんが、国からの財政姿勢で、

これは先ほど市長がお話しになったとおり、未確定の要素はあるからです。こうしていますが、本市はこのアンケート調査でどこに当てはまるのか、現在のままではわかりませんので、市はどのように答えたのか聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 議員がご質問されたアンケート、これにつきましては、共同通信社が行ったアンケートかと思えます。

これは、タイトルとしては、ずばり国保について聞いてきているのではなくて、少子高齢化対策に関する首長アンケートということでうちのほうも受けております。いろんなテーマについてお答えを申し上げたところなのですが、そこで設問の中で国民健康保険の移管という項目がございまして、そこでうちのほうで答えたところは、先ほどお答えしたのと同じように「わからない」ということで答えております。理由といたしましては、やはり納付金が示されていないからということでお答えを申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） わかりました。残念ですが、先に進めて3に入ります。

市は県に早急な公表を求め、保険料については市民に意見を求めという質問をいたしました。答弁は、市民からではなくて国保運営協議会の意見を参考にしてという、意見を聞いてという答弁だったと思えます。

このアンケートでも多くの自治体が、保険料が引き上げになるという、そういう答えをしています。一般会計からの繰り入れの継続、今回の都道府県化は、この一般会計からの繰り入れをなくす、医療費を抑制するというのが今度の都道府県統一

の主な目的と私は理解しています。

そうした中で、各種基金などの活用で国保税の引き上げをストップさせ、引き下げを求める声がこのアンケートからも多数見てとれます。その理由は、今でもかろうじて滞納せずに国保税を払っている人は多く、わずかな影響でも、わずかな引き上げでも滞納者が急増することが考えられるからです。

そこで、伺っていきます。国保税の引き上げを避けるため、国や県は医療費の抑制の成果などに応じて市や町を財政支援する制度の創設を決めたことが報道されています。この制度の内容と、本市には適用が可能なのかを聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 国や県の財政支援というところですね。

まず、先ほどインセンティブというところを申し上げたんですけれども、そこで適正な給付に努力したところには支援いたしますよというところがまずあるかと思えます。もう一点が、貸付のための基金というんですか、そういうのを新たに設置したというところでございます。

それで、それが本市に適用になるかどうかというところで、貸付基金につきましては、借りるということはいずれ返さなきゃならない。その分は何で補うんだとなると、保険料ということになりますので、それはなるべく支援は受けたくないなと思っているところでございます。

あとは、インセンティブのところで、保険者として、やはり例えば重複受診であったり、重複受診って、ご本人にとっては健康に大いに悪影響が及ぶ方なんかもいらっしゃいますので、そういったところとか、さまざまな点があるんですけれども、そういったところにうちのほうで努力をして、

事業をやっていききたいなと思っているところがございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。

貸付金については、いずれ返さなくちゃならない負担があるので、当然これは借りたくない。もっともな答えだと思います。

インセンティブについては、インセンティブの話が出てまいりましたので、その話を進めていきたいと思っています。

国のほうは、全国で800億円程度の財源が用意されています。これは本市の場合、なかなか難しいのではないかと私は思っています。収納率の問題や、先ほど部長が答弁しました受診率の問題が大きくかかわってくるからです。国保の徴収率が全国の上位に入ること、医療抑制に努力した自治体ということで、その中身のほうは、メタボリック症候群の受診率60%の達成と非常にハードルが高いということで、本市はなかなかこれに入るとは難しいであろうと。

私のほうで期待するところは、県のほうの総額20億円のインセンティブ、こちらです。栃木県で栃木県内の自治体が使えるように、そういう国の基準とは違う基準にしたと、こう言われています。これについてももう少し聞かせていただけるとありがたいんですが、ぜひ聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 例えば収納率ですと、やっぱり栃木県自体も余りよくない状況だということで、県のほうも事案をめぐらせて、栃木県版の保険者努力支援というところを考えたいということ、それを決めたということで、具体的にこの部分が何点になるとかそういったところは、

まだ私の手元には来ていないので、きょうのところはちょっと答弁のほうを控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） まだ詳しい内容が届いていないということでございます。ぜひ、那須塩原市は合併後6年間、国保の収納率が栃木県で最下位、6年間という大変不名誉な事実があります。この収納率が低かった、そして最下位を続けたというのは、一番の原因は国保の保険税が高いということです。そして、栃木県全体が国保税が高い、その中で那須塩原市は高かったということが一番です。そういうことがないよう、そして、結果的に滞納して資格証の発行も栃木県で1番という、現在も東京都1番、栃木県2番というようなふうには私は記憶しております。

市民が健康であるためには、どうしても医療というのはできるだけ早く予防的に受けなければなりません。それが何よりも医療費を縮減する道と、予防して早目の受診というのが何よりだと思います。そういう意味からも、今回の公表をできるだけ早くして、市として対応を早くするということが必要という立場から今回の質問を行いました。市民が安心して受けられる国保を求めての質問をこれで終わります。

続いて、3番の介護保険に入ります。

要介護の比較的軽いと言われる要支援1、2が、市町村の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）に移行しました。本市の総合事業と障害者福祉を含め、以下について伺うものです。

(1)です。全国の自治体アンケートでは、市町の多くが運営に苦慮していると報道されていますが、本市の現況を聞かせてください。

(2)です。サービスは介護事業所だけでなく、住民団体なども提供できるとされていますが、本市の場合はどうなっていますか。

(3)です。採算性の低さからの撤退や、今後は軽度者介護を引き受けないとする事業者が報道されていますが、本市の場合はどうなっていますか。

(4)です。国は要介護1、2についての市町村の総合事業への移行を検討しているが、市はどのように捉えていますか。

(5)です。障害のある人は、65歳になると障害福祉から介護保険制度に移行させられ、サービスの切り下げや自己負担が発生する人もいます。本市の対応はどのようになっていますか。

以上、5点について答弁を求めます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 高久好一議員の5つの質問に順次お答えをしております。

(1)の全国の自治体アンケートでは、市町の多くが運営に苦慮していると報道されているが、本市の状況はどうかということについてでございます。

総合事業は、介護サービス事業者、雇用労働者、ボランティア等の多様な担い手による、地域の実情に応じた多様なサービスの提供が求められているところでございます。

本市では現在、介護サービス事業者のみが総合事業の担い手となっておりますが、新たな担い手の確保が課題であるとも考えております。

次に、(2)のサービスは介護事業所だけでなく、住民団体なども提供できることについて、本市の状況をお答えをいたします。

(1)でもお答えしましたとおり、現時点では介護サービス事業者のみが総合事業のサービスを提供している状況でございます。今後、担い手の拡大

に向けて努力をしていく必要があるかと思えます。

次に、(3)の採算性の低さからの撤退や、今後は軽度者介護を引き受けないとする事業者について、本市の状況をお答えいたします。

本市において、総合事業の指定事業所のうち、採算性の低さから撤退した事業所は現在ございません。また、軽度者介護を引き受けないとする事業所については、現在のところ確認をしておりません。

次に、(4)の国は要介護1、2について市町村の総合事業への移行を検討していることについて、市はどのように捉えているかについてお答えをいたします。

本市を初め多くの市町村が、今年度から要支援1、2の方等を対象とした総合事業を開始したばかりでございます。要介護1、2の方の総合事業への移行につきましては、今後国の動向を注視してまいりたいと考えております。

最後に、(5)の障害のある人は、65歳になると障害福祉から介護保険制度に移行させられ、サービスの切り下げや自己負担が発生する人もいますが、本市の対応はどのようになっているのかについてお答えをいたします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づきまして、自立支援サービスを利用している方が65歳になると、介護保険サービスを優先して利用することとなりますが、障害者の自立支援サービスを併用して利用することも可能でございます。サービスの切り下げはございません。

一方、サービス利用の自己負担については、自立支援サービスで利用者負担がなかった方でも、介護保険サービスを利用した場合には負担をしていただくことになってまいります。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。順次再質問をしていきたいと思えます。

総合事業は、先発組と本市のように期限に合わせて開始した自治体があります。そうした中で、本市はまだ開始して間もないという事情もあります。早く開始した自治体は1割ほど予算を多くもらえるという、そういうインセンティブというのにはありましたので、そうした自治体もあるという中でこの総合事業です。

市長の答弁のとおり、多様な事業者はこの事業に参加できるということでしたが、やはり那須塩原市も担い手が課題という答弁がありました。県内の自治体で68%が運営に苦慮している、その原因は、担い手がなかなか確保できないと。那須塩原市でも、議会報告会などでも多くの市民から、自治会がこの事業に参加するということが難しい、大変だという意見がたくさん出てまいりました。この事業、国のほうは何としても介護サービスと予防サービスを抑制して、経費を節減したいというところから始まっています。

そうした中で、さらに伺っていきます。国の2016年度介護サービスと予防サービスを合計した利用者は、高齢化に伴う介護サービスの拡大で1.4%増の613万8,100人と過去最多を更新しましたが、介護予防サービス総合事業にかかわる部分です。利用が前年比3.8%と介護制度が始まって初めて減少しましたと、こう報道されています。

本市は総合事業に移行して間もない、そういう事情もありますが、本市の場合はどのようになっていますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 総合事業のほうな

んですけれども、今まで予防給付というところから、訪問と通所の部分だけが市町村の事業になったというところが、大きく言えばそんなところなんですけれども、それで、予防給付はほかにもいろいろございまして、そのサービスを含めてというところで、ちょっと手持ちないんですが、一応、実際うちのほうで始まった訪問と通所の関係で、直近で7月に審査した分、つまりは6月のサービス利用者というところで、ちょっとデータのほうを所管のほうからもらったものがありますので、お知らせしたいと思うんですけれども、一応、結局移行するに当たって、4月1日からうちの市は始まったんですけれども、そのときに一斉に変わるのではなくて、更新の時期が人それぞれありますので、その更新のタイミングで総合サービスに移る方がいらっしゃるということなんです。

一応うちのほうで、もう2つ事業者さん、本当に市内の事業者さんのお力をおかりして、現行相当、介護予防といわれるときのものと同じもののサービス提供と、そのほかに、サービスの使い方であったり、人員基準であったり等が緩和したものと、2種類で今始まっているところなんですけど、一番気になるところが恐らく緩和したところの、今までは誰もが同じサービスを受けていたのに、同じ基準で、それが今度は緩和という形になったところで、どのぐらいの人たちが出たかなというところを思ったんですけれども、まず、訪問のほうで、要支援1、2という認定を受けながら結局は訪問と通所以外のサービスも使っている方、それから、この今度の新しい事業で基本チェックリストとあって、簡単に認定申請という、ちょっと認定決まるまで時間かかるものではなく、健康状態等々をチェックできるリストがあるんですけれども、それによって総合事業のサービスを使っている方というのが、6月現在で訪問の場合は合わ

せて、更新の人ですね、今まで使っていた方がそっちに移ったという方は16名でございます。同じように、通所の場合、デイ・サービスの場合は41名。これはあくまでも新たに総合事業を使った人を除いて、更新を迎えて総合事業の緩和型を使うようになった方の人数でございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 今、新たな緩和型を使った人数ということなので、全体の数はつかみ切れていないのかなと、こう受けとめました。

国の調査では、減少した要因は総合事業に移行したことが要因と、こういう分析も行われています。利用しづらくなっているというふうには私は認識しました。一番心配されるのは、利用が減るということは、だんだん重症化するのではないかという懸念です。そのための対策、利用したくても利用できない状況はないのかどうか、これもちょっと難しいのかと思いますが、一応つかんでいる範囲で聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） 使いたいサービスが使えなくなる、それで悪化するということのご心配かと思うんですけども、そもそも介護保険というのが介護の社会化というところから生まれてきた制度なんですけれども、大きな理念としては自立支援というのがございます。ですから、私はこのサービス使いたいんだけどもということでは使えるものではなく、その方の自立のために必要なサービスを適切に提供していくところが大原則でございます。

ですから、私たちが改めてこの事業を始めるに当たって、本当に市内の事業者さんにご協力いただいて、意見交換等々しながらつくり上げていっ

た仕組みなんですけれども、その中で、やはり現場でもなかなか自立支援の原則はわかっているけれども、なかなかそこがご本人たちにご理解いただけなくて、もしかしたら過剰なサービスを提供している場合もあるよねなんて意見がちらほら聞かれたりもしたのが現実でございます。

改めてその理念に立ち返って、いま一度市内のみんなでサービス提供していこうねということで意思統一とか共通認識を図れたのかなと思っ

ているところなんですけれども、ですから、本当にその方の状態を専門家の皆様が把握をしまして、この方には一体どんなサービスが適切なんだろうね、もちろん、ご本人、ご家族のご希望とかもあるんですけども、そこでお話をしながら使うサービスを決めていくという形でやっておりますので、悪化しちゃうところでは私どものほうは考えていなくて、あくまでもよい方向に持っていくためにサービス提供をするということで皆さんご尽力いただいていると思っております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。

私のほうも、悪化を進めない介護、できるだけ健康なまま、健康というか今のまま、もしくは改善しながら健康な人生を全うしてもらおうというのがもちろん介護の目的だと理解しております。

そういう意味で質問したんですが、非常に那須塩原市の場合は始まってまだ半年というのは、現実にはなかなか避けられないのかなというところがあります。ぜひとも中身のあるような介護等を進めていっていただきたいと思います。

(2)に入ります。

サービスは介護事業所でなくて住民団体も提供できるということでありましたが、本市にはそういう住民団体、ボランティアは、そういう担い手

が今のところ確認できていないというお話でございました。住民団体やボランティアでは、この介護ということのサービスが難しいのかな、荷が重いのかなという、そういう受けとめをしています。たまたま、先発自治体が幾つかあります。ここでも通所介護を手がける住民団体はあっても、訪問介護を引き受けた事例はないというような報告があります。やっぱりこの問題は相当難しいのかなと、しっかりやってもなかなか難しいのかなというところがあります。

(3)に入っていきます。

採算性の低さからの撤退と、今後は軽度者を引き受けないとする事業者が報道される中、本市の場合について伺いました。これについては確認していないと、そういう事業者が出たという確認はないという捉え方でいいんだと思います。多くの事業者は、採算性が低いので、事業者の多くは中重度の要介護者へのサービスに力を入れたいとして、こうシフトしている事業者も多いと聞いています。そうした中でのこの介護制度です。軽度者もしっかりサポーターしていかなければ、ますます介護が必要になって、費用だけが伸びるという状況もあります。こうした制度そのものを市町村に移すことに相当無理があったのではと、私はそう捉えています。

(4)に入ります。

国は要介護1、2についても市町村の総合事業への移行をとという問題を尋ねました。答弁は、国の動向を見ながら対応していきたいという慎重な答弁でした。

全国の調査では、反対は63.7%、どちらともいえない35%、賛成1.2%しかありません。県内では20市町、8割が反対したと、こう報道されています。反対の理由は、要支援1、2向けの事業の検証が先。これは県内でも全国でも過半数を占め

たと言われています。担当者からは、住民ボランティア、行政がこれまで実施してきた多様な活動内容に新しい枠組みを当てはめることが難しいと、こう答えています。まずは住民に理解してもらい、意識を高めることから始めなければならない、住民の新たな担い手をどうつくっていくか、指針がないために先が見えないと、こういう意見が出ています。

那須塩原市はこのアンケートに、ここでもどう答えたのかよく見えてきません。答えとその理由、聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（塩水香代子） このアンケート、先ほどの国保のほうでもアンケートというところが出たかと思うんですけども、同じアンケートでございまして、やはり共同通信社の少子高齢化対策に関する首長アンケートというところでの1つの設問の中での回答を求められたところでございます。

一応その時点で私どもが答えたのは、反対ということでお答えのほうはさせていただきました。理由としては、先ほど答弁のほうにも申し上げたとおりでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） サービスをこれ以上切り下げないためにも、反対というのは私の求めていた答えです。

(5)に入ります。障害者の問題です。65歳以上の方が障害者福祉から介護保険に移行するという介護優先の原則という、こういうのがあります。65歳、負担が生まれるというお話がありました。この制度、非常に大変な制度で、負担がないよう求めてきたものですが、結果的にこういうことにな

ったということで、私たちもこの障害者の問題、しっかりと介護の問題とあわせてサポートする必要があると捉えています。

そのためにも、ぜひ那須塩原市は前向きな対応を検討するよう求めて、私の一般質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 以上で、18番、高久好一議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時07分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 松田寛人議員

○議長（君島一郎議員） 次に、14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） 最後の質問になります。私も3年ぶりの質問ですので、諸事情がありましてなかなかできなかったものですから、今回はちょっとやらせていただこうかなと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、市政一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

一番最初です。1、地方創生のための教育についてでございます。

地方創生のキーワードである「まち・ひと・しごと」の創生といった言葉を持ち出すまでもなく、本市において、そこで活躍する「ひと」（人材）を育成、確保していくことは最重要課題である。

自分たちの「まち」を主体的につくり上げていくのも「ひと」であれば、そこでの仕事を通して地域発の価値をつくり上げていくのも最終的には「ひと」である。こうした意味において、地方創生の基盤には、何よりも各地方において人を育てる教育という営みが重要であることは論を待たない。

ところが、こと学校教育に関していえば、地方部においてそれは地域の活性化を担う人材の育成、輩出といった機能のみならず、同時に少なからず人を地方から流出させる機能を担ってきた。この機能は、地域間の教育機関の偏在を主な背景として顕在化する。

主としては、高等学校卒業後、大学を初めとする高等教育機関への進学に伴う都市部への移動として表面化することになる。大学進学率はここ数十年ほど上昇ないし高どまりの傾向にあり、地域によってばらつきがあるものの、全国で見れば高校卒業者のおよそ半数がこうした進路選択の局面に対峙していることとなることから、上記で述べたジレンマに対してどのように考え、判断するかといったことが、そのまま地方創生にとっての教育をどう位置づけ、どう行動するかを左右すると考えられる。

そこで、本市では、先ほど触れたような教育と地域移動の関連や、教育環境全般と地域との関連性をどのように考えているのか、以下について伺います。

(1)本市の小中学校において、地域を理解し、愛着を持つ人材の育成について伺います。また、職場体験活動などのキャリア教育などの教育について伺います。

(2)本市の学校において、社会課題に対する深い教養を身につけ、国際的に活躍するグローバル・リーダー及び科学技術関係人材の育成や意識調査

等を実施しているのか伺います。

(3)本市の学校において、将来地域で活躍する人材の育成等の実施をしているのか伺います。

(4)本市の高等学校卒業後の地元就職率を伺います。

(5)本市での大学進学率について伺います。また、地元大学への進学率についても伺います。

(6)大学生Uターン・地元就職に関する調査等を実施しているのか伺います。

(7)都市部への人口一極集中が叫ばれております。日本の人口は2015年に初めて減少に転じていますが、一方で東京を初めとする首都圏への人口一極集中傾向は近年変わらず続いていることが明らかになっております。地方から都心への人口流出を食いとめるために各地方がいろいろ対策を考えている現状ですが、その対策の一環として今後の具体的な取り組みを伺います。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） それでは、1の地方創生のための教育についてのご質問ですが、私のほうから(1)から(6)までお答えをさせていただきたいと思えます。

初めに、(1)の地域を理解し、愛着を持つ人材の育成及び職場体験活動などのキャリア教育についてお答えをいたします。

本市が目指す子ども像は、「楽しさいっぱい、夢いっぱい、ふるさと大好き、那須塩原っ子」でありまして、まさに地域に愛着を持てる子どもたちの育成を目指しております。そのために、小学校低学年では生活科の授業でそれぞれの学校周辺について調べる学習を実施しており、3年生以上では社会科や総合的な学習の時間におきまして、

地域を知る学習に取り組んでおります。

また、「那須塩原わくわくふるさとラーニング」という名称のふるさと学習を推進し、その成果を学校のホームページや「なすしおばら学び博覧会」において地域に発信をしております。

中学校では、さまざまな教育活動におきまして、それぞれの地域課題に対し、自分たちなりの解決策を考える学習を行っているところであります。特に、中学2年生におきましては、キャリア教育の一環として、地域における人とかかわりを主とした社会体験活動を通して、社会の一員としての資質を高めながら社会力の向上を目指す「マイ・チャレンジ活動」を全ての学校において実施をしているところであります。

次に、(2)の社会課題に対する深い教養を身につけ、国際的に活躍するグローバルリーダー等の育成についてお答えをいたします。

本市では、中学生海外派遣研修事業に参加した中学生・高校生を対象に、国際化の進展する社会で活躍できるすぐれた指導力を兼ね備えたリーダーを育成するために、グローバルリーダー養成講座、これを昨年度から始めたところであります。昨年度は研修会を2回行い、世界的に活躍している外部講師による講話や演習などを行ったところでございます。

また、平成27年度から希望する学校を対象に、「論理的思考力向上プロジェクト」を実施しております。これは外部から講師を招聘し、これから迎えるグローバル社会において重要とされる論理的思考や課題解決方法、社会心理学を取り入れたプログラムとなっており、科学的技術関係人材の素地をつくる事業ともなっております。

なお、ご質問のありました意識調査等につきましては、実施をしておりません。

次に、(3)の将来地域で活躍する人材の育成等の

実施についてお答えをいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、本市においては、目指す子ども像にあるとおり、地域に愛着を持つ児童生徒の育成に努めているところがあります。小学校6年生で洋上北海道学習に参加した児童や中学校2年生で海外派遣研修に参加した生徒は、自分のふるさとをほかと比べることにより、那須塩原市のよさに改めて気づいたといった感想を述べています。

今後取り組む地域学校協働本部事業においても、地域におけるさまざまな人とかかわりの中で、子どもたちの自己有用感や地域理解、地域への愛着を高める活動など、さまざまな教育活動を通じて、育まれる地域を思う強い気持ちを将来にわたって持ち続け、地域で活躍できる人材育成に結びつくよう、今後も努力してまいりたいと思います。

次に、(4)の本市の高等学校卒業後の就職率、(5)の大学進学率及び(6)の大学生Uターン・地元就職に関する調査等の実施につきましては、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

栃木県のホームページに掲載されております平成29年度の学校基本調査の結果速報に基づきますと、昨年度末に市内の高等学校を卒業した生徒の就職率は30.0%、大学進学率は38.6%というところでございました。

なお、地元での就職率及び地元大学への進学率につきましては、同調査において集計されたデータがないために把握することができておりません。

また、大学生Uターン・地元就職に関する調査等につきましては、市またはハローワークを所管します栃木労働局におきましても、実施をしていないというようなことでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 私のほうからは(7)についてお答え申し上げます。

地方から都市への人口流出を食い止めるための対策として、今後の具体的な取り組みについてでございますが、本市では、これまで那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、定住促進に取り組んでいるところであり、今後につきましても、市内立地企業への支援、出会いから結婚までの支援、小中一貫教育の充実、戦略的なシティプロモーションの推進など総合戦略の重点施策の着実な推進により、人口流出を食い止めるとともに定住促進に取り組んでまいります。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） 3年ぶりですので、結構突っかかりながら読んでしまったところ、大変申しわけございません。次は、自分が考えたことを申し述べられますので、そんなに突っかからないでちょっと話ができるのかなと思っております。

先ほど来、教育長また企画部長にいろいろお話を聞かせていただきました。先ほど教育長の話によりますと、那須塩原市は本当にいい教育をしているんだと常々関心をしております。私もこう見えても、以前高林中学校に教育実習生として行かせていただきまして、ある人から、お前が先生にならなくてよかったなんて言われた部分もありますけれども、こうして議員でやらせていただいております。大変申しわけございません。

当時、なかなか先生方大変だなどと、今話を聞いていますと、私とその教育実習に行っていたときよりも多分数倍やるが多くなっているんじゃないかなと。頭が混乱するような形で、今の先生方、本当に大変なんじゃないかなと思います。そのようなことがありました。

さて、先ほど来、教育のことは私のほうから述べることはありません。教育に関してはいろいろ

な議員の人たちが、プロフェッショナルな人たちがおりますので、私のほうからは、その人口の流出、私も都内の大学に行かせていただきました。私は帰ってきて、今ここで話をさせていただいておりますけれども、そうじゃない方も私の同級生等々たくさんおります。本当は帰ってきたいんだけれども、東京のほう、また違う都道府県に行つて、そこで家庭を築いてしまったというところもありますでしょうけれども、そういう部分では、何かこの那須塩原市でいい案があれば一番いいのかなと思っております。

先ほど来、地方創生、人口が2040年、どこかの町、市町村がなくなるなんて調査がありまして、最近是那須塩原市にどこからか人を呼んでこなくちゃいけない等々話が出ておりますけれども、本来求めているところはそこなのかと私いつも考えておりました。人をどこからか集めるということは、日本全国から見た場合には、ただ人が移動している、根本的な解決にはならないのかなと。まずは自分の町の人口流出、基本的なものをどう考えていくかというところがまずは最初なんではなかろうかと、いつも私は考えております。それで今回、こういう質問をさせていただきました。先ほど来、教育長、企画部長にも話をいただきました。きょうはそんなに再質問という形ではなく、3年間余りしゃべっていなかったものですから、自分の持論を少し話させていただきたいと思っております。

先ほど来、地方部においては、学校教育段階の若年層に教育を投資という形でとっていいのかわれなんですけれども、地方部においては学校教育段階の若年層に教育投資を行い、その結果、個人がさらなる学校教育の機会を得ようという意欲が喚起されるほど、地方からの人材の流出が起きてしまうというジレンマがあります。いい教育をし

て、いい教育をするということは、やはりもっと知りたい、もっと自分が学びたいというのがあると私は思っております。

かつて、これは私が秘書時代なんですけれども、よく中央のほうに出向きまして、省庁関係のお役所の方と話す機会が何度かありました。かつて公設の予備校機能を果たした専攻科というのがあったそうです、僕はよくわかりませんが。設立過程を分析したという分析があるそうです。かつて地方部から都市部に流出したいいわゆるエリート層は、優秀な若者を中央省庁や大企業へ送り込み、補助金や企業融資といった形で地元に戻元させる、中央官庁と地元をつなぐパイプ役としての使命が与えられていたというのを私は聞いたことあるんです。今は、那須塩原市、国、県、市のパイプがつながっておりますから、そういうことはないのかなと思っておりますけれども、以前はそういうことがあったそうでございます。それが実態であれば、地方部が、私たち地方です、人材をほかの地域に流出させても教育に投資する1つの理由があったんだとそこには思っております。もちろん全ての学校教育には、先ほどのエピソードのようなエリート層の育成のためにあるわけではないんですけれども、大学進学を唯一の目的にしているわけでもない、さらに、かつてのような利益誘導型のエリートを輩出するという目的を自治体が今考えているということは現代においては困難であると私は思っております。

一方で、冒頭で述べたように、大学等への進学者は全国的に見ても同学年の半数に達しております。一部の課題として無視することはできない規模となっております。

また、各地域の18歳、人口のうち平均で2割強が地元に戻らないという推計を踏まえると、現代においては地方にとって教育の目的をどのように

定義していくかが今後重要ではないかなと私自身は思っております。

こういう言い方は適切なかわかりませんが、私たち地域社会にとって教育の便益、教育には私的な便益があります。個人の獲得賞金やあとは、生活の向上に加えて、また社会全体に対する公的な便益、治安の改善や文化の継承、そういうものにとって、社会的な投資はそのときには正当化をされていたような気がします。

地方における学校教育は、義務教育費国庫負担制度によってある程度は賄っております。それゆえ、国としてもこの便益に向上し、ある程度ちゃんとした人材をつくらなきゃいけないという国策であったと私は思っております。現に、その実技の高い成人で補ったことはあったと思います。

一方で、地方創生という今、時勢の動きが、これまでに述べてきた教育と地域移動の現状を踏まえて考えると、各地域では教育投資に対する地域社会にとっての便益は何か。いわゆる僕ら小学校から中学校、いろんな教育をさせていただきました。それによって、東京へ就職して、東京で、東京だけではないんですけれども、地方から都会へ行って、都会で家族、家庭を持って、そこで税金を納めているということに関しては、少し考えなくてはいけないのかなと私自身は思っております。それは改めてやはり検討していく必要があるのではないかなと思っております。

まず、人口流出を出発点として考えるということでございます。先ほど述べたように、人口流出イコール、それが望ましくないこととして、それを抑止する考え方が必要であることを主張してきましたんですけれども、言い換えれば、一定程度の人口流出を前提としたとき、いかにして流出した人材から便益を得ることができるか。また、そのために地域と人が離れてもつながり続ける仕組みを

いかにつくるかという論点で、今後考えていったらいいのではないかなと思っております。

例えるならば、水槽に空いている穴をいかにして埋めるかということだけではなくて、流れた水を拡散させることなく、いかにしてこの那須塩原市に循環させるかという形にもう少し転換をしていきたいと思う考え方でございます。

そもそも人はなぜほかの地域で学びたいのか。人それぞれありますけれども、市として考えられるのは、地域内で、那須塩原市ですよね、それは栃木県でもありますけれども。地域内で得られない学びや経験の機会を得ることができると思うところでございます。

このような前提に立つとすれば、地域外に学びの機会を求めて流出していったものは、これまでの地域にはない、不足しているとも言うんでしょうか、能力、知見、発想を会得した人材と捉えることも可能ではないか。要するに、いろんな経験、またいろんな知識を持った人が外に出て行った、それを戻して、またこの地域で何か役立つような方法をとれないのかという考え方でございます。

これまで述べてきた地方部での教育投資が都市部で回収されることへのやはり問題意識というのが少なからずあると私は思っております。

しかし、このような考え方に立てば、逆に都市部での教育投資を地方部で、先ほど申しました地方部で回収するという可能性も期待できるのではないのでしょうか。実際にこのような発想に立ち、都市部での経験を武者修行として捉え、その結果を地域へ還元させるための挑戦が見られるようになっております。

例えば、富山県氷見市でございますが、氷見市もうちと同じです。まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくりまして、武者修行的発想、どういうことかといいますと、「若者よ、大海へ、そして

いつか氷見へ」、大学のない氷見市、高校を卒業した若者が大学進学のために都会へ出ていく、その背中を見るのはいつだって悲しいことです。

○議長（君島一郎議員） 松田寛人議員に申し上げます。

本席は一般質問でありますので、個人の意見のみに終始することは望ましくないと考えられます。発言に工夫されることを求めます。

加えまして、本市議会会議規則55条第1項に、発言は全て簡明にすると定められておりますので、簡明にして、そして意見のみに終始することのないように工夫をお願い申し上げます。

14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） すみません。今、氷見の話をしていただきました。最後に帰っていただきたい、定置網のような存在であり続けたいという氷見のやり方でございます。

これは、氷見市と鹿児島県の長島町、この2つの町で同じ状態で実施しているところなんですけれども、慶応大学のSFC研究所、社会イノベーション・ラボというところが、何か制度設計を検討しているということでございます。その名前は「ぶり奨学プログラム」というプログラムをつくったそうです。実際、那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略、つくっております。このような形、そのような形を当てはまったようなものというのは那須塩原市ではあるんでしょうか。見解をお願いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 氷見の例を引用されまして、同じような施策というものを那須塩原市で展開しているかというようなお尋ねだったと思います。

冒頭、議員おっしゃったとおり、我が市のま

ち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、ややもすると要は移住というようなところに偏ったように見られておりますが、やはり流出する人口をいかに抑えて、そして流入人口を獲得していくというようなところで、両方を車の両輪というふうに位置づけてまして事業展開をしているんだというようなところだけは、ご承知おきいただきたいと思います。

そんな中で、今言ったようなUターン者というものを出ていくときに強烈なメッセージを相手方に伝えておいて、いずれ戻ってきてもらいたいというようなところをすり込むというんですかね、言葉が悪いかもしれませんが、そういうような施策については、今お聞きしたということの中で、今後そういうものをまち・ひと・しごと創生総合戦略についても見直す機会が来ますので、そういうときの中で参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） ありがとうございます。

このような形で、やはりもともとここにいて習ったもの、またここで学習をしていったもの、またほかに行って学習したもの、それをもって那須塩原市でぜひとも活躍の場を与えて、それが本来那須塩原市のためになるような人材であってほしいのは、これは誰でも思う次第でございます。

そんな中で、今、私も大学時代、よく言う県人会というのがありまして、ある大学のこの県の人たちはこの県人会という会で集まって、地元話なり何なり話をしながら酒を酌み交わすというものがありました。

実際、私が知る限りでは、そのような県人会に、企業とか、そこには県人会ですから、栃木県なら栃木県の社長さん、もしくはそういうようなグループに属している人たちも参加をされておりました。

た。行政の方が参加しているかというのは、その当時、僕はよくわかりませんでしたけれども、実際そういった県人会等々、那須塩原市では参加したり、何かアクションをしているというものはあるのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 県人会的なものというようなお尋ねでございますが、本市の場合はふるさと応援隊というような制度を創設しておりまして、本市出身で東京圏に出ている方で私どもの趣旨に賛同している方に集まっていただいて、ふるさと応援隊というものを編成しまして、その人らの日常の活動の中で本市のPRというものを願っているということでございます。

ちょっと人数的なところでお答え申し上げたいんですが、ちょっと数字的なところで誤差があってもしょうがないので、そこはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、約100名内外だったかなというふうに思います。訂正があるときは後ほど訂正させていただきたいと思います。

そういうことで、最低でも市長が東京に出向く、あるいは応援隊の皆さんにこちらに来てもらうというようなところの中で、年1回、交流会という形でいろんなふるさとのよま話をしていただいているというような実態がございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） 私、初めてお聞きをさせていただきました。ふるさと応援隊でございますね。県人会みたいなものだという話で聞かせていただきました。100名いくかないかということなんでしょうけれども、ありがとうございます。

いろんな県人会があります。やはり栃木県だけ

でもなく、長崎県の僕の知り合いですとネオ県人会とか何かそういう会をつくって、ネオ県人会のチームと長崎県の自分たちの地区といつも連絡を取り合って、東京に来た場合にはよく会いながら、酒を酌み交わす。また、何かいい企業の話、またいろいろなおもしろい話、そういうものも意見交換としてやっているという話は聞いたことがあります。

そんなことから、何か地元に戻元できないかという考えを持っている、こちらに住んでいなくても、都会に住んでいる方、今回も寄附をしていただきます、毎年毎年寄附をいただいている東京の方、多分この出身だと思うんですけども、寄附をしていただく方おりますけれども、そういう方といつそまた違った形で接点を持っていただきまして、もっと那須塩原市のためになるような話が出てくる可能性もなきにしもあらずなのかなと思っております。

ただ、そんなことを言っても、帰っていただくことが一番うれしいことではございますが、先ほど申したように帰れない方はたくさんおります。その帰れない方とどう今後接点を持って、これは県人会ではなくて、県人会に全てが来ているか来ていないか、それは私もわかりませんが、どうこの地域に住んでいた人たちとどう接点を持っていくか。それによって、向こうに流出していった方とどう接点を持って、どのような集まりを持って、また協働ができる部分があるのか、そういうものをどう捉えて考えていくのか。それをもう一度、ネットワークのつくり方ですよね、そのネットワークのつくり方、もし考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 松田議員さんから地方の人材

の流出、それをどうやったら食い止められるのかというふうなお話であろうかと思ひます。

先ほど企画部長のほうからふるさと応援隊という組織があるというお話を申し上げましたが、そのほかにも今後、私どものほうの大使、そういったものをちょっと選任をしたいなという思いもござひますし、那須塩原市の魅力、この那須塩原市に魅力がなければ、ここに定住している方もどんどん出ていってしまうというふうなおそれもあるわけではあります。こういったものについては、我々もやはりこの那須塩原市の独自の魅力をもっともっと磨きをかけ、そしてここにお住まいの方々がこの市に愛着を持っていただくような行政をしていかなければならないと思ひております。

そういった中で、これから、これはいろいろな方法があるかと思ひます。地方創生というふうなものに取り組んでから4年が経過をしております。これは地方の都市のやはり競争ということではあります。この競争に打ち勝つためには、この那須塩原市の力をもっとつけなければならぬというふうな状況にあるわけではありますので、こういったものについては、これからは我々執行者側、そして議会の皆さんと手を携えて魅力をどんどんつくって行って、これを全国に向けて発信をしていくと、人口の流出、そういったものを抑えていくということに取り組んでいかなければならないと思ひております。

いろいろな手法はあろうかと思ひます。これからはやはりそういったものに関しては、いろいろな形で皆さんと一緒に検討をしながら対応できればと考えております。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） 市長の答弁でありますように、いろいろな手法があります。確かにたくさんあると思ひます。本市がどのようにそのものを

使って、どういうものでいくか、いろいろな手法があるので、これが一番いいという手法はないと思ひております。やみくもに鉄砲を撃ってそれが当たればいいやということでも、またないのかなと思ひております。実際、調べるところは調べ、分析するところは分析し、何が一番端的で、一番皆さんがこの地に戻ってきていただけるのかということは今後、執行部ともども、私たち議会ともども、考えていきたいと思ひております。

高林のことで申しわけござひませんが、高林行政区に箕輪地区という地区がありまして、きょう後ろのほうに来ております。ここの地区は、8割、9割、長男の人たちが必ず実家、自分の家に戻ってくる。これは大変珍しい、私もいろいろなところを見ておりますけれども、自分のところもそうだよということもあるかもしれません。僕が知っているところだと、その地区は本当に帰ってくる率が本当に高い地区がござひます。僕も長年高林に住んでおりまして、それを見続けておりますけれども、何が原因で、原因はないでしょうか、帰ってきやすい、帰って来なくちゃいけないのか、そんなの当たり前だろと言われて育てられているのか、それは私もわかりませんが、何かそこにはあるんだろうなと思ひております。今後、私も見ていきたいなと思ひております。

今後、ほかから呼ぶ政策もありますけれども、流出しない、那須塩原市から流出させない、そんな政策も今後考えていってもらいたいと思ひております。

以上でこの項の質問を終了させていただきたいと思ひます。

次に、2番でござひます。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）公民連携について。

PF I（プライベート・ファイナンス・イニシ

アチブ)とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方でございます。

サッチャー政権以降のイギリスで「小さな政府」への取り組みの中から、公共サービスの提供に民間の資金やノウハウを活用しようとする考え方として、PFIは1992年に導入されました。

PFIの考え方は英国で生まれた構想ですが、これに類似した公共事業分野への民間参画の取り組みは世界各国においても行われており、PFIは小さな政府や民営化等行財政改革の流れの一つとして捉えられているもので、VFM(バリュー・フォー・マネー)はPFIの基本原則でございます。

PFIは、過去に日本国内では、ほとんど例のなかった本格的なプロジェクトファイナンス導入へもつながるものと期待をされております。ただし、PFI事業は幅広い分野で検討されるべきものであり、PFIの手法の適用しやすい分野から導入を進めていくことが望ましいことから、市の考えを伺います。

(1)PFI事業について考えを伺います。

(2)今後の社会資本整備について民間資金の投資を促し活用する考えがあるか伺います。

○議長(君島一郎議員) 14番、松田寛人議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長(君島 寛) 松田寛人議員のPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)についてお答えをいたします。

初めに、(1)のPFI事業への考え方についてお答えをいたします。

PFI事業は、官民が連携して公共サービスの

提供を行うPPPの代表的な事業手法の一つでございます。低廉かつ良質な公共サービスが提供されること、公共サービスの提供における行政のかわり方改革につながることで、民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資することなどの効果が期待できることから、導入の可能性等について今後研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の今後の社会資本整備について民間資金の投資を促し、活用する考えがあるかについてお答えをいたします。

社会資本整備を進めるに当たっては、PPPの考え方にに基づき、民間資金の活用を検討することは十分に意義があることから、民間企業にとって資金提供のメリットを感じられるようなケースが生じた場合には、その手法も十分に吟味しながら民間資金の活用を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(君島一郎議員) 14番、松田寛人議員。

○14番(松田寛人議員) 今、市長から説明がありました。

これは、大変難しいと言われております。松田寛人、おまえ、本当にわかっているのかと多分言われることがあるかと思えます。わかりません。なぜならば、このPFI、いわば民間の手法としてやるということなので、民間の人たちはいつも、毎回毎回、どういうものかいいのか悪いのかを模索しながら一般企業の人たちはやっております。ですから、このPFIに関しては、毎年政府機関が今、現状はこういうことだということで、常日ごろ、どんどんこのPFIに関しては変わっていくのが、私は当然だと思っております。毎回同じことをやっていたならば、普通は企業は倒産をしますので、変わっていくのは当たり前。

ですから、実際本当にわかっているのかと言えば、わかりません。ただ、今回このPFIをテーマとさせていただきます。以前にも多分、吉成議員がやっていたのだと思います。

今回は、PFIを使ってこの事業を何でやるのかとか、あれはどうなんだとかという質問はすることはございません。実際、本来このPFIというのは何なんだ、どういうことなんだよというの、一般的にやはりわからない人たちもあるのかなと思ひまして、少しかみ砕いた言い方をしまして、再質問をさせていただければなと思っております。

はっきり言えば、先ほども言いましたとおり民間資金の活用と言えます。民間の、先ほど市長の答弁にありますように、資金、また人材、ノウハウ、それをよりよい公共サービスを提供するという制度でございます。これ法案で通っておりますので、そういう形で、簡単に言えば、あそこに橋をかけていただきたいという住民の方がおります。今までの公共事業だと、じゃわかりましたと、じゃ川を渡りたいならば、じゃそこに橋をつくりましょうといひまして、まずその橋をかける建設会社に、要するに民間会社に橋の建設を頼んで、そこに税金を投入して、それで橋ができるという、もっといろいろやり方はあるんですけども、簡単に言えばそんな感じでございます。

PFIということに関すれば、先ほど申したように、民間企業が自己資金で橋をかけて、橋ができたら交通料をもらって、それでこの市としてのお金は使わないという、ちょっと簡単な言い方なんですけれども、簡単な言い方をすればそのような形のかなと思っております。

今後、第2次総合計画が那須塩原市もスタートをいたしました。昨日、中里議員が公共施設等総合管理計画という形で質問をいたしました。国も

25年インフラの長寿命化計画を打ち出しまして、那須塩原市もことし3月から30年の計画を策定したところでございます。今後、インフラ試算も10年間、約3億円ほど、40年間で130億ぐらいのお金がかかるというところでございます。

インフラ長寿命化計画、そもそも発端は、皆さんご存じかと思ひますけれども、笹子トンネルの天井の転落、落下事故ではないでしょうか。2012年に起こった事故でございます。9名が死亡しております。そのときに全国のそういった公共物、公共施設、現在どういうふうになっているかということで国交省が一斉に取りかかったという経緯がございます。その経緯についていろいろございますけれども、普通に耐用年数を考えれば、その時期に大体維持管理をやらなければいけない、補修をしなければいけないというのは普通は計算では出てくるんですけども、いかんせん事故の大きさが物語っているように、その後いろんなトンネル等々の落下物事故等々が頻発に、だんだん多くなってまいりました。

いろいろな部分で、この先ほど言ったPFIでございますけれども、要するに公共事業としてどのような活用法をしていくのか。今後またいろんな指定管理者制度というものもありますけれども、また違った形で、今後、特に政府が求めているアクションプランの中では上下水道運営権制度と、収益施設の併用・活用、複数施設の改修や維持管理費の包括的契約などが例示をされております。

例えば、上水道は維持修繕、更新が今後大変なことになってくると思ひますけれども、上水道も大変ことになっておりますけれども、また下水道も並行して維持管理等々もだんだん大変になっておりますが、それについてPFIは本市として有効か、そうではないか、意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 議員のほうから、P F I手法についての有効性ということでのお尋ねがありました。私のほうからは総論的なちょっとお話をさせていただきたいと思います。

P F I事業につきましても、民間事業者が参入してくるということがございますので、想定するプロジェクトにおいて、コスト面でのメリットが生ずる場合に、初めて実現の最低条件がそろんだなというふうに認識しております。実際には、コスト面でのメリットが生じることができるプロジェクトがあるのかなのかといったことが大きな問題になるのかなというふうに認識しております。

このことから、P F I事業につきましても、まずもって、本市において導入可能なプロジェクトがあるかないか、そういったところから今後の研究課題とさせていただければというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） わかりました。

使えるところは使える、使えないものは使えない、いいとこ取り、いいとこ取りと言ったら失礼かもしれませんがけれども、いいものはいいものとして取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

再質問を行います。

P F Iの中には、収益施設の併設、その活用で事業の収入を上げ、公共施設の維持、更新に充てていこうという手法もあります。このような考え方は理解していただいておりますでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田輝夫） 既存施設に収益施設を併

設する、あるいはそれを活用することによって、利用料金あるいは事業収益といったものを上げまして、その費用を運営費の全部、あるいは一部に充てるというような考え方だというふうに認識しております。

本市における実際の例ということになりますと、余り大きなものではないかもしれませんが、太陽光発電事業者への公共施設の屋根貸事業なんていうものを現実的にやっているというような実態がございます。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） そのような実態があるということも今わかった上で、そのような形で、今後那須塩原市も新庁舎を建設予定ということで、市長のほうから報告がございました。

先ほどのものを踏まえて、今度の新しい新庁舎に向けて、先ほどの手法というものが取り入れられる考えがあるのでしょうか。ちょっとご意見をいただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（君島 寛） 那須塩原駅西口周辺に整備をということで考えております。新しい庁舎の建設に際し、P F Iという手法を取り入れるか否かということでございますが、私どものほうの考え方、そして事業者との考え方、いろいろあろうかと思っております。事業者にとってはメリットがなければこの手法では絶対に入札はしてこないと私は思っておりますので、その辺のところは十分にこれから検討をして、新しい庁舎の建設の手法に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 14番、松田寛人議員。

○14番（松田寛人議員） ありがとうございます。

全てP F Iがいいということは私は論じてはおりません。いいところはいいところで、本市で使

えるものは使っていきたいという考え方で私はい  
いと思います。

今後、県の総合体育施設というんですか、新し  
くできる施設にもPFIを導入して建設を行って  
いくという新聞の報道もございました。つい最近  
では、矢板のフットボール、サッカー場ですか、  
それもPFIを導入したけれども、矢板市さんは  
ちょっとニュアンスが違ったのかなという報道  
を聞いております。

今後、別にPFIということではなくて、この  
PFIが持っている活用の仕方をもう少し、私も  
そうですけれども、皆さんとともに少し、どのよ  
うなものかいいのか悪いのかというものをしっか  
り考えて、いいものは使っていく、どんどん取り  
入れていく、そういうものを今後、図っていきた  
いなと思っております。

最後になりますが、3年ぶりということで議長  
にも迷惑かけまして、ちょっと話の仕方が二転三  
転いたしまして、大変申しわけございません。今  
後またいろんな形でこの那須塩原市が前向きに、  
前向きには行っているんですけれども、すばらし  
い市になるよう私どもも努力してまいりますので、  
協力できる部分は協力する、いいところはいいと  
ころ、それを今後考えていきたいと思えます。

こんな拙い最後でございますけれども、私の一  
般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとう  
ございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で、14番、松田寛人  
議員の市政一般質問は終了いたしました。

---

◇

◎散会の宣告

○議長（君島一郎議員） 以上で本日の議事日程は  
全て終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時03分